



海津町・平田町・南濃町
合併の記録

岐阜県海津市

海津町・平田町・南濃町合併の記録
「海津市」誕生

はじめに



平成17年3月28日、海津郡海津町、平田町及び南濃町が合併し、岐阜県で21番目の市となる「海津市」が誕生いたしました。

地方分権が実行の段階に入り、基礎的自治体である市町村の行財政基盤の強化と効率化が不可欠の状況となっています。旧海津郡の3つの町は、従来より広域連合、一部事務組合を設置するなどして、町の枠組みを超えて互いに協力しながら効率的な行政サービスに努めてきました。更に、その規模・能力を強化してい

くことが喫緊の課題との認識のもと、平成14年2月22日に海津郡町村合併問題検討会が設置され、市町村合併についての検討を行うとともに、住民ニーズの把握、PR活動が行われました。同検討会が実施した住民意識調査では、回答をいただいた方の約7割が合併協議に前向きのご意見であり、そのうちの7割以上が海津郡3町の組み合わせが望ましいとの回答をいただいているところです。こうした状況を背景に、同年10月1日に法定協議会である海津郡3町合併協議会が設置され、以来36回にわたって協議が重ねられてきたほか、小委員会等も精力的に行われました。

協議は、必ずしも平坦な道のりばかりではありませんでしたが、議論の末それぞれの局面では活路を見出そうと懸命の努力が払われました。それには、原点として3町の合併を成就させようという強い気持ちがあったからではないかと存じます。

しかしながら、市町村合併はゴールではなく、スタート地点に立ったに過ぎません。市民の皆様幸せを第一に考え、地域住民が生き生きと暮らすことこそ大切であり、早急に新市としての体力を養い、確立していかなければなりません。新市まちづくり計画では、「光と風と水のふれあい庭園都市」を将来像に掲げ、将来目標や基本方針を設定しており、本計画を着実に実現していくことによって、地域の発展と住民福祉の向上を図っていく必要があると存じます。今後は、市民の皆様と連携・協働して多様なニーズに全力を傾ける所存でございます。

この合併にご尽力をいただきました多くの皆様へ感謝申し上げますとともに、今後ともご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

海津市長 松 永 清 彦



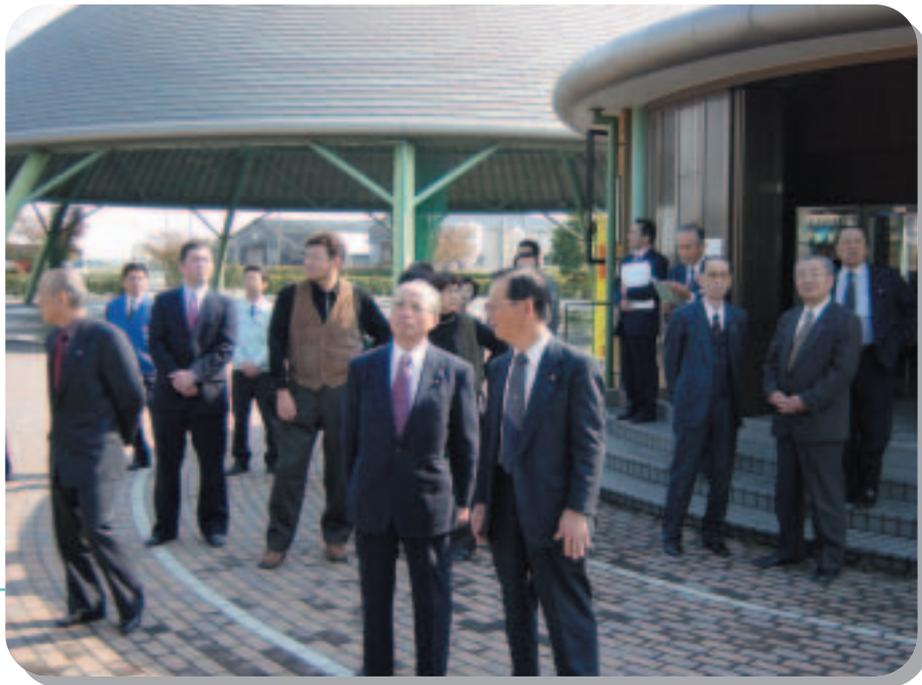
海津郡町村合併
問題検討会
平成14年
2月22日～9月30日



海津郡3町合併協
議会を設置
平成14年10月1日



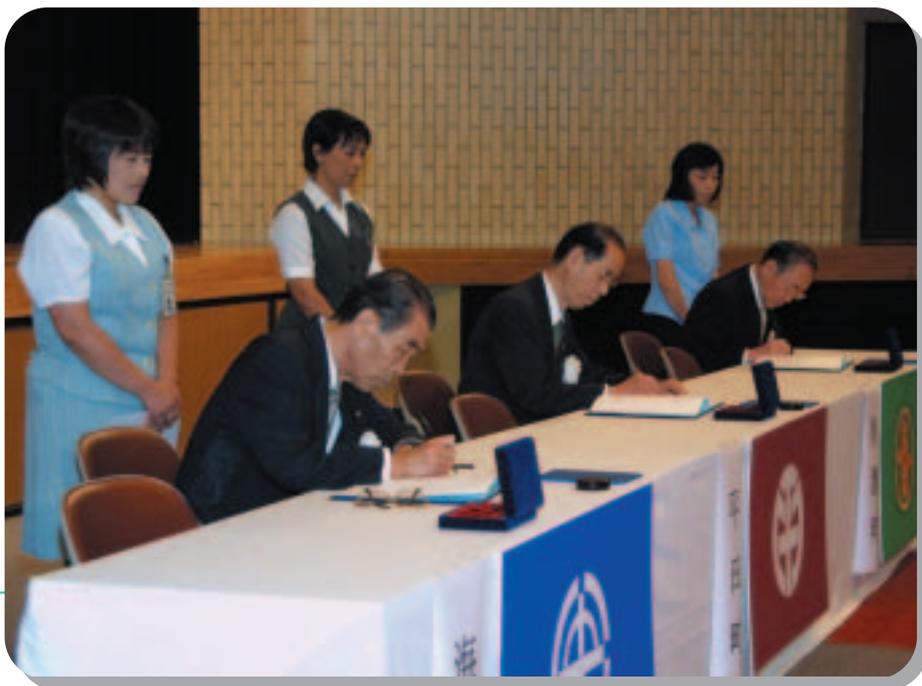
合併協議会の様子



合併協議会委員
が地域内を視察



住民説明会を開催
平成15年2月13日
～22日、6会場
平成15年6月24日
～28日、5会場



合併協定書に
署名する3町長
(合併協定調印式)
平成16年9月10日



合併協定書を手に
握手
(合併協定調印式)



町長、合併協議
会委員、町議会
議員らによる記
念撮影
(合併協定調印式)



合併協定書



西濃地域振興局
長へ合併申請書
を提出
平成16年9月22日



愛知県立芸術大学
において市章選定会議
平成17年2月10日



海津市誕生啓発ポスター



あいさつする
横山市長職務執
行者（開庁式）
平成17年3月28日



銘板除幕（開庁式）



市旗掲揚(開庁式)



くす玉開帳
(開庁式)





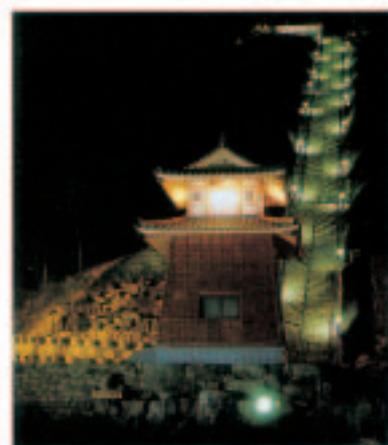
平成17年3月28日、海津町・平田町・南濃町の3町が合併して「海津市」が誕生。
面積112.31km²、人口41,204人（平成12年国勢調査）

光と風と水のふれあい庭園都市

海津市

海津市は、岐阜県の最南端に位置し、西部・南部を三重県に、東部を木曽・長良川によって愛知県に接しています。中央部を流れる揖斐川以東の地域は平地が広がり、河川によってもたらされた肥沃な土壌に培われた豊かな田園地帯となっています。また、それ以西は急峻な美老山地とその裾野に広がる扇状地・平野からなり、山麓では、みかん園や柿園が広がっています。

気候は、冬季に伊吹おろしと呼ばれる北西風が強いものの、伊勢湾などの海洋性気候の影響を受けて概して温暖な地域です。



月見の森 MAP ①

生活環境保全林として指定された37haの敷地には、自生した植物および観光みかん園に加え、アジサイ、ササユリ、サツキ、海棠など1万1千本余りが植栽され、四季折々に美しい姿を見せています。また敷地内も整備され森林浴やハイキングに最適で、多くの人々が訪れ、人気のスポットとなっています。



津屋川(彼岸花群生地) MAP ②

美しい水とのどかな自然の風景が水辺を彩ります。養老町に源を発する津屋川の堤防に、春は「菜の花」、秋には燃えるような「彼岸花」が陸奥を飾り、関西・名古屋方面から多くの人々が訪れています。



さほう遊学館 MAP ③

平成6年、駐車場によって建てられました。柱が国産の「杉材」を主としながら学習する施設として県内外より注目されています。鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り)平屋建ての施設(延床面積488.25㎡)には、ハイテク技術を駆使した機器が設置されています。



月見の里南湯 MAP ④

敷地面積約21,000㎡(県内最大級)を誇る「道の駅」。物産館や農作物産売所、軽食レストランなどのほか、足湯(無料)なども併設され、施設も充実しています。養老山地から広がる扇状地であり、遠尾平野が見渡せる絶好のロケーションです。



雨濃温泉(水晶の湯) MAP ⑤

養老山地の中腹・標高130mにあり、泉質は塩化物温泉(中性高張性)。湯船に浸かって遠尾平野が一望できるほか、近郊の夜景も楽しめます。施設には露天風呂、日替湯、多行湯をはじめ、レストラン、マッサージルームがあります。



吉田出来山公園 MAP ⑥

公園内には、桜の季節になるとはんばりが設置され、およそ千本のソメイヨシノ・ヤマザクラによる夜桜が楽しめます。

見どころ



大橋川堤桜並木 MAP ⑦

平田公園を中心とした大橋川堤7km区間が千本桜となっており、ソメイヨシノとヤマザクラで開花が異なり、二度満開することが出来ます。



大橋川堤桜並木

お千代保福荷

平田庁舎

今尾の左義長

秋葉神社

今尾橋

海津警察署

海津消防本部

南濃庁舎

羽衣貝塚

道の駅「月見の里南湯」

行基寺

美濃山崎駅

石津御歌道

石津橋

石津駅

美濃松

働く女性の家

吉田出来山公園

至桑名1



お千代保福荷 MAP ①

「おちよびさん」の愛称で親しまれている千代保福荷神社は、御朱印鑑、合格祈願、縁結びのご利益が…。お千代保さんは庶民の神様。年間200万人の参拝者で賑わっています。



平田公園 MAP ②

三郷にある1.4haの公園。天然芝のバターゴルフ場のほか、雨天にも利用できる多目的コート、延長80mにも及ぶローラー滑り台、コンビネーション遊具、芝生公園、管理棟、120台収容の駐車場などがあります。



平田リバーサイドプラザ MAP ③

長良川の河川敷にある、27haもの広大な公園。多目的に使用できる約7haの芝生広場をはじめ、おもしろ自転車で遊べる「サイクルコース」、子供たちが自然に親しむ事のできる「水辺空間」や「自然の森」を備えた、緑あふれる憩いと安さの場です。



クレール平田 MAP ④

長良川右岸堤防上の「道の駅」。最新の道路・観光情報を提供する情報交流館、落ち着いた和室の休憩所のほか、レストラン、売店があり、ドライバーのオアシスとなっています。地域の特産品や生産者がわかる新鮮な農作物など安価で安心できる商品を取り揃えています。



今尾の左義長 MAP ⑤

2月11日、別名「どんと焼き」ともいわれる正月行事のひとつで、真田7m、重さ20の竹みこしを若者がかつぎ、そこに火をつける「火を掛の火伏せを祈願する」神事。春の重要無形民俗文化財に指定されており、声と音の響きは見る人の胸を熱くさせます。

2006年 FISA
世界ボート選手権大会
平成17年8月28日(日)～9月4日(日)



アクアワールド水楽パークセンター MAP ⑥

環境教育に関するさまざまな情報を提供しています。また、NPOが公園とパートナーシップを結び、公園の自然や建物を利用して、活劇の輪を広げる拠点です。



歴史民俗資料館 MAP ⑦

海津の祖先が水と戦いながら郷土を築き上げてきた苦闘の歴史を渡し、輪中の文化を伝えつつ、この苦闘を更に発展させなければならぬという願いのもとに設立された高層校平層のお城を模した資料館です。



長良川サービスセンター MAP ⑧

障害者と健常者がお互いを知り、共に参加することができるノーマライゼーションを推進する拠点として、また世界最大規模のボートコースを持つ水辺利用の拠点として利用されています。



千本松原 MAP ⑨

産業革命が彌生川・長良川の橋切堤約1kmにわたる工事完成のとき、苦闘の歴史とその魂をこの地にとどめるために、千本の日向松の苗を植えたものと伝えられています。周囲には、宝暦治水工事を記念して建立された宝暦治水塔があります。



木曾三川公園センター MAP ⑩

愛知県、岐阜県、三重県にまたがる、日本一大きい国営公園が木曾三川公園です。高さ86mの展望タワーや木曾三川の歴史、自然を紹介する展示施設「水と緑の館」、輪中特有の「水屋」などを備えています。



海津温泉 MAP ⑪

100円温泉の呼び名で、広く地域のの人たちに愛されているのが海津温泉です。食塩泉で黄土色をしたお湯は、リウマチ性疾患、慢性湿疹、更年期障害などに効果があるとされています。また施設では、食事、休憩のほか宿泊も可能です。

はじめに	1
------	---

第1章 新市の概要

1 新市のすがた	2
(1) 位置・地勢	2
(2) 自然	2
(3) 人口・世帯数	2
(4) 産業	3
2 旧・海津郡3町（海津町・平田町・南濃町）の沿革	4
(1) 旧・海津町	4
(2) 旧・平田町	4
(3) 旧・南濃町	4

第2章 合併の背景

1 海津郡町村合併問題検討会の取り組み	5
2 アンケート調査結果	6
3 合併の必要性和効果	13
(1) 生活圏の広域化への対応	13
(2) 新たな行政課題の山積と地方分権への対応	13
(3) 厳しい財政状況への対応と効率性の高い行政運営	13

第3章 合併の経緯

1 海津郡3町合併協議会の設置	14
(1) 海津郡3町合併協議会規約	14
(2) 海津郡3町合併協議会の組織	17
(3) 海津郡3町合併協議会組織相関図	18
(4) 海津郡3町合併協議会幹事会設置要領	19
(5) 海津郡3町合併協議会事務局規程	20
(6) 海津郡3町合併協議会歳入歳出決算（平成14年度～16年度）	22
(7) 海津郡3町合併協議会専門部会設置要領	24
2 住民の動向と住民説明会の開催状況	29
(1) 住民の動向	29

(2) 住民説明会の開催状況	29
3 調印式と議案の議決	31
(1) 合併協定調印式	31
(2) 合併関連議案の議決	32
4 合併申請書の提出から廃置分合告示まで	33
(1) 合併申請書の提出	33
(2) 県議会議決及び知事の処分決定	34
(3) 市の廃置分合告示	34
5 市長職務執行者の選任に関する協議	35
6 新市誕生（合併）に至るまでのながれ	36
7 新市誕生までの主な動き	37

第4章 海津市誕生

1 海津庁舎、平田庁舎及び南濃庁舎の開庁式	43
2 各委員会の開催	45
(1) 海津市教育委員会	45
(2) 海津市選挙管理委員会	45
(3) 海津市固定資産評価審査委員会	47
3 海津市初議会（第1回臨時議会）	48
(1) 海津市議会議員	48
(2) 議事日程等	49
4 行政組織及び各庁舎の案内	60
(1) 海津市行政組織	60
(2) 各庁舎の案内	62

第5章 資料

1 合併協定書	65
2 新市建設計画・ダイジェスト版（縮刷版）	74
3 海津郡3町合併協議会だより（縮刷版）	81
4 海津市誕生新聞広告	163

第1章

新市の概要

第1章 新市の概要

1. 新市のすがた

(1) 位置・地勢

海津市は、岐阜県の最南端に位置し、西部・南部を三重県に、東部を木曾・長良川によって愛知県に隣接している。中央部を流れる揖斐川以東の地域は平地が広がり、以西は急峻な養老山地とその裾野に広がる扇状地・平地からなっている。一方、北部は、養老郡、安八郡に接し、北東は羽島市に接している。

東西方向は約13km、南北方向は約17km、総面積112km²。地目別では農用地36%、森林26%、宅地10%、道路6%である。

(2) 自然

海津市には、東海地方の代表的河川である木曾・長良川が東境を、揖斐川が中央部を流れ、市域内には北端を流れる大樽川、内水排水路としての役割も持つ大江川、中江川、養老山地の水を集める津屋川が流れている。これらの河川は、豊かな自然生態系が維持・保全され、住民の生活に密着し、やすらぎと潤いを与えているとともに、河川によってもたらされた肥沃な土壌に培われた豊かな田園地帯が広がっている。また、西部には、標高500~800mの山々が連なる養老山地があり、山麓では、みかん園や柿園が広がっている。

気候は、冬季に伊吹おろしと呼ばれる北西風が強いものの、伊勢湾などの海洋性気候の影響を受けて概して温暖な地域である。

(3) 人口・世帯数

海津市の人口は、平成12年10月時点で41,204人となっており、平成7年まで順調に増加してきたが、その後減少に転じている。年齢別人口では高齢化率が18%まで上昇しており、平成7年と比べ約2ポイント増加している。それに対して、年少人口は16%となっており、平成7年よりも約2ポイント減少し、少子高齢化が進んでいる。

また、世帯数は、平成12年で11,070世帯となっており、平成7年より5%増加し、1世帯当たりの人員は3.7人に低下している。

なお、旧町別の面積（平成14年）、世帯数及び人口（平成16年）のデータは表1のとおり。

表1 面積・人口・世帯数

(単位：ha、人、世帯)

		海津市	海津町	平田町	南濃町
面積 (平成14年)		11,231	4,421	1,629	5,181
世帯数 (平成16年)		11,420	4,006	2,284	5,130
総人口 (平成16年)		40,290	14,744	8,344	17,202
年齢別人口	年少人口 (0～14歳)	5,757	2,132	1,244	2,381
	構成比	14.3%	14.5%	14.9%	13.8%
	生産年齢人口 (15～64歳)	26,626	9,695	5,443	11,488
	構成比	66.1%	65.8%	65.2%	66.8%
	老年人口 (65歳以上)	7,900	2,917	1,650	3,333
	構成比	19.6%	19.8%	19.8%	19.4%
	年齢不詳	7	0	7	0
	構成比	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%
	1世帯当たり人員	3.5	3.7	3.7	3.4

(資料：岐阜県統計書)

※構成比の合計はラウンドのため一致しない。

(4) 産業

農業は、肥沃な土壌を利用して稲作と果樹生産が盛んであり、農業産出額は、87億円(平成14年)となっている。

工業は、小規模なものが多く、工場が334(平成15年)、製造品出荷額等が803億円となっている。

商業は、小売店505店舗(平成14年)が立地しており、年間販売額は300億円となっている。

海津市には、「国営木曾三川公園」、「海津温泉」、「千代保稻荷神社」、「水晶の湯」があるなど、年間の観光客は500万人以上にも及ぶ。

また、新市の産業別就業者割合は、第1次産業が10%、第2次産業が42%、第3次産業が48%であり(平成12年国勢調査)、岐阜県全体と比べ第1次産業、第2次産業就業者の占める割合が高くなっている。

表2 産業別就業者数の推移

(単位：人)

区 分		昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)
就業者数		19,253	19,705	20,748	21,725	21,702
内 訳	第1次産業	4,184	3,393	2,686	2,287	2,073
	第1次産業就業率	21.7%	17.2%	12.9%	10.5%	9.6%
	第2次産業	7,775	8,640	9,424	9,579	9,082
	第2次産業就業率	40.4%	43.8%	45.4%	44.1%	41.8%
	第3次産業	7,288	7,666	8,635	9,841	10,512
	第3次産業就業率	37.9%	38.9%	41.6%	45.3%	48.4%
	分類不能産業	6	6	3	18	35

(資料：国勢調査)

2. 旧・海津郡3町（海津町・平田町・南濃町）の沿革

(1) 旧・海津町

昭和30年1月、町村合併促進法（昭和28年9月）の制定に伴い、高須町、吉里村、東江村、大江村及び西江村の1町4ヵ村が合併、その後、同年2月に旧今尾町平原地区を編入合併して海津町が誕生。

海拔ゼロメートル地帯にあり、三大河川の三角州堆積物による沖積平野を北から南へ展開し、緩傾斜をなしている。平成7年には「長良川河口堰」が本格運用、続いて川底の浚渫工事も平成9年に完成し、洪水に対する安全度が高まった。

(2) 旧・平田町

昭和30年2月、町村合併促進法（昭和28年9月）の制定に伴い、今尾町及び海西村の1町1村が合併して平田町が誕生。

日本三大稲荷の一つと言われる「千代保稲荷神社」、パターゴルフ場をもつ平田公園のほか、平成12年には長良川の右岸堤防沿いに道の駅「クレール平田」が完成し、観光交流資源を活用したまちづくりを進めてきた。

(3) 旧・南濃町

昭和29年11月、町村合併促進法（昭和28年9月）の制定に伴い、城山町、石津村及び下多度村の1町2村が合併して南濃町が誕生。

養老山地の扇状地とそのすそ野に広がる平野に発展してきた。平成16年12月には国道258号沿いに道の駅「月見の里 南濃」が完成し、道路利用者と地域住民に向けた情報発信機能など、地域活性化の核的施設として期待されている。

第2章

合併の背景

1. 海津郡町村合併問題検討会の取り組み

平成14年2月に町長及び各町5名ずつの議員において海津郡町村合併問題検討会を設置し、啓発パンフレットの作成、住民説明会の開催、住民意識調査を実施。住民意識調査においては、回答をいただいた約7割の方が合併に前向き意向を示され、そのうちの約7割が「海津郡3町の組み合わせが望ましい」との結果になった。

海津郡町村合併問題検討会の組織

海津郡町村合併問題検討会委員

(敬称略)

役職名	氏名	町名	備考
会長	西脇 幸雄	平田町	第1回～第8回
副会長	大橋 直治	海津町	第1回～第8回
	堀田 富男	南濃町	第1回～第8回
委員	永田 武秀	海津町	第1回～第8回
	倉田 正美		第1回～第8回
	水谷 武博		第1回～第3回、第6回～第8回
	森 昇		第1回～第8回
	古川 信雄	平田町	第1回～第8回
	野村 治彦		第1回～第8回
	近藤 輝明		第1回～第8回
	水谷 守男		第1回～第8回
	丹羽 恒夫	南濃町	第1回～第8回
	村山 龍平		第1回～第8回
	伊藤 邦雄		第1回～第8回
	平井 肇		第1回～第8回
	横山 善郎	平田町	第1回～第8回
	平野 義明	海津町	第3回～第8回
	後藤 庄吉	南濃町	第3回～第8回
オブザーバー	松永 清彦		第2回～第8回
	小山 豊		第1回～第5回
	神田 長平		第6回～第8回 (第4回、第5回は委員として出席)

2. アンケート調査結果

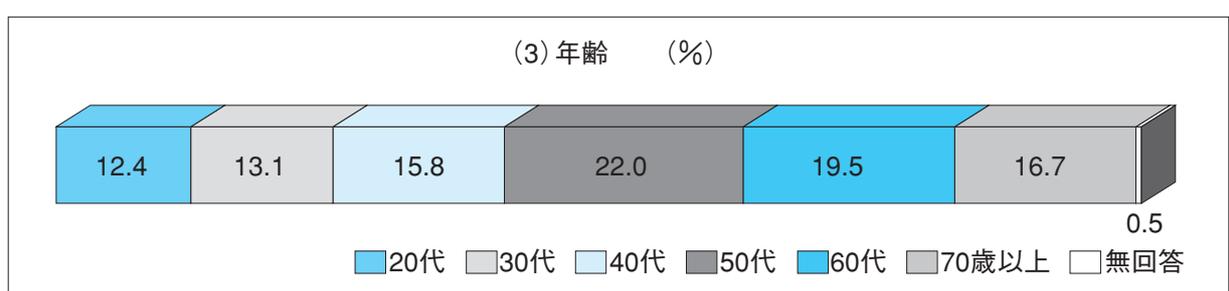
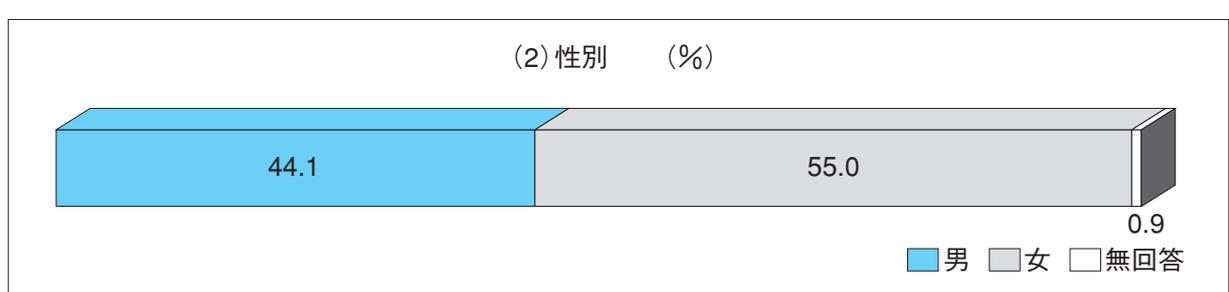
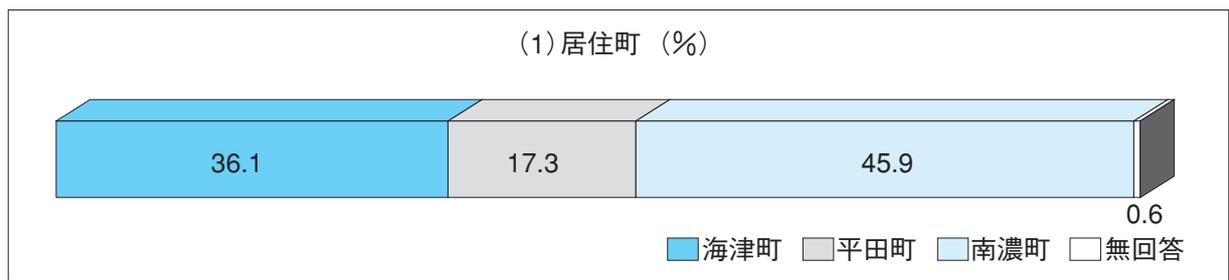
海津郡町村合併問題検討会が、平成14年6月28日から7月15日にかけて合併協議の是非、望ましい合併パターンなどを設問とするアンケート調査を実施した。

1. 調査目的

海津郡3町にお住まいの方々を対象に、町村合併への関心や地域の将来像についての意向等を把握し、将来構想・建設計画策定の基礎資料にするとともに、町村合併に対しての住民の関心を高めることを目的として実施した。

2. 調査対象、調査方法及び回収結果

郡内20歳以上無作為抽出で5,000人（海津町：1,800 平田町：1,000 南濃町：2,200）に郵送にて実施した結果、2,186人（海津町：790 平田町：378 南濃町：1,004）から回答があり、回収率は、全体で43.7%であった。次に性別、年齢別には、男性が963人（44.1%）、女性が1,203人（55.0%）、不明20人（0.9%）で、20歳代270人（12.4%）・30歳代286人（13.1%）・40歳代346人（15.8%）・50歳代481人（22.0%）・60歳代426人（19.5%）・70歳以上365人（16.7%）・不明12人（0.5%）となっている。

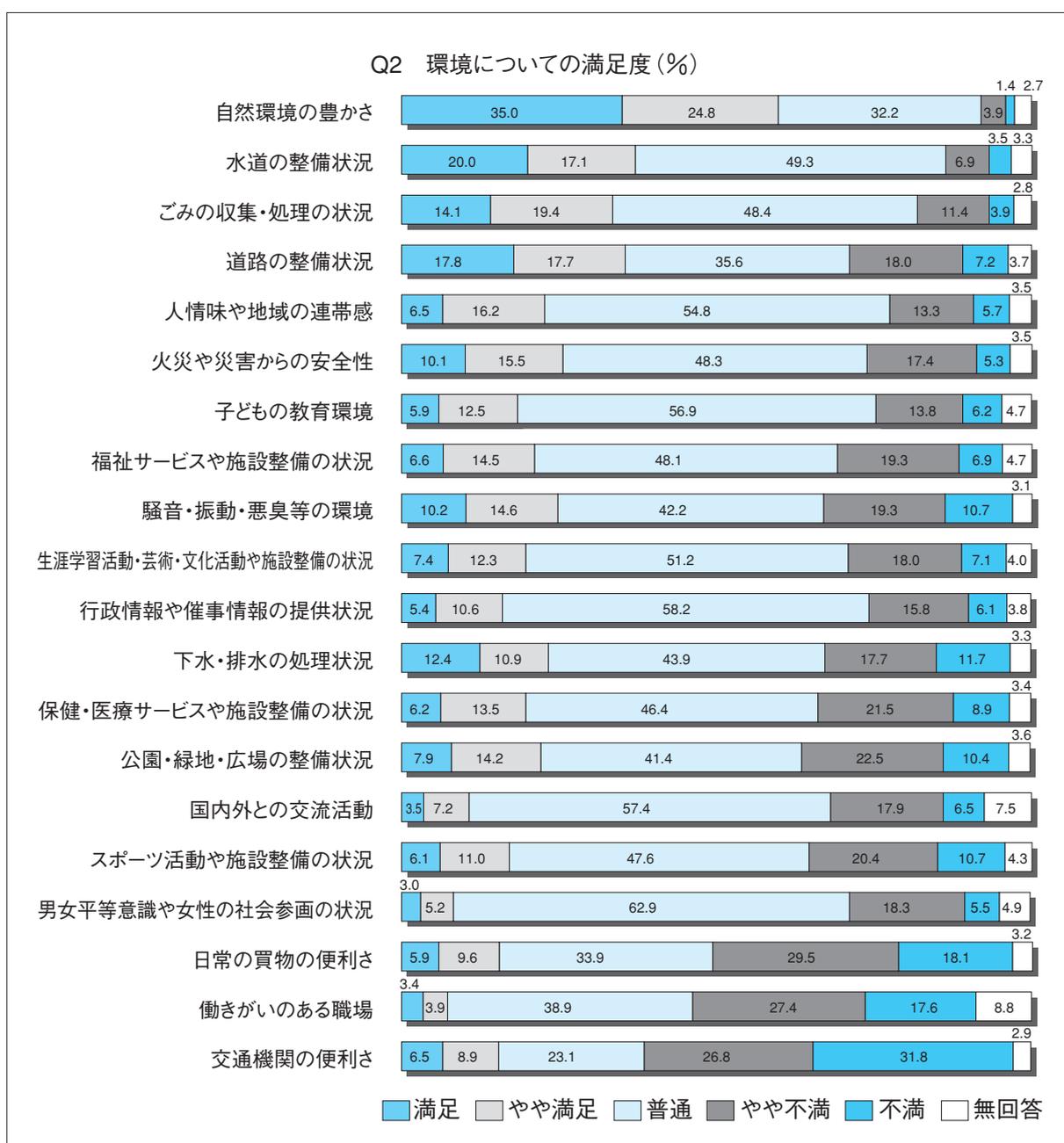


◇ まちの現状

Q みなさんがお住まいになっている町の現状をどうお考えになっているか。

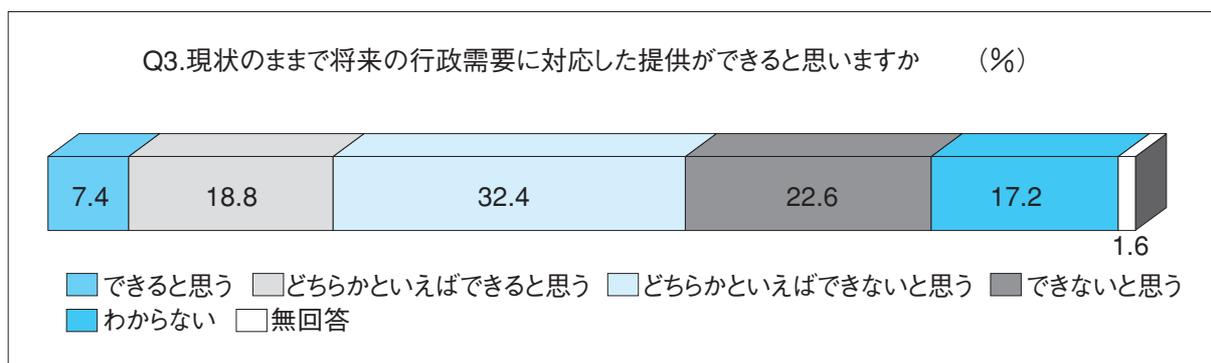
◎ 満足度が高い項目は、1位が「自然環境の豊かさ」（満足35.0%、やや満足24.8%）、2位が「水道の整備状況」（同20.0%、17.1%）、以下「ごみの収集・処理の状況」（同14.1%、19.4%）と「道路の整備状況」（同17.8%、17.7%）となっている。

一方、不満が多い項目は、1位が「交通機関の便利さ」（不満31.8%、やや不満26.8%）、2位が「働きがいのある職場」（同17.6%、27.4%）、3位が「日常の買物の便利さ」（同18.1%、29.5%）となっている。



Q 現状のままで将来の行政需要に対応したサービスが提供できますか。

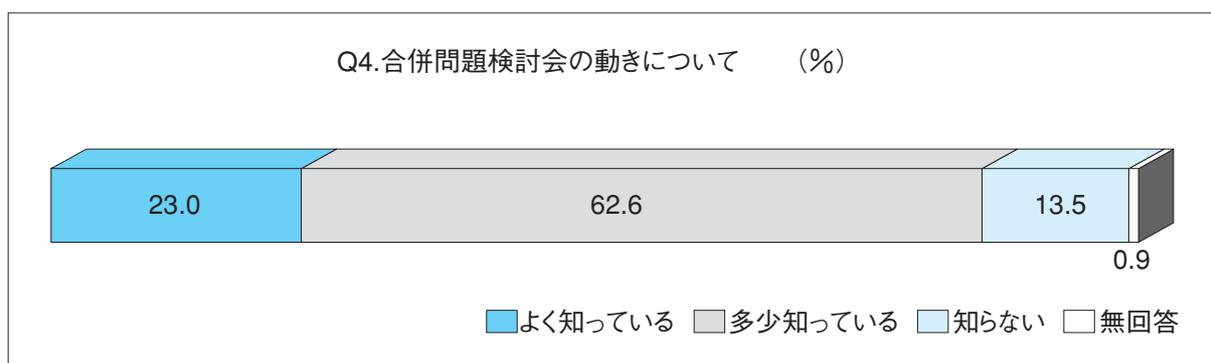
◎ 「できると思う」が7.4%、「どちらかといえばできると思う」が18.8%で両者を併せて26.2%が“できる”と答えている。また、「どちらかといえばできないと思う」が32.4%、「できないと思う」が22.6%で両者を併せて55.0%が“できない”とのことであった。



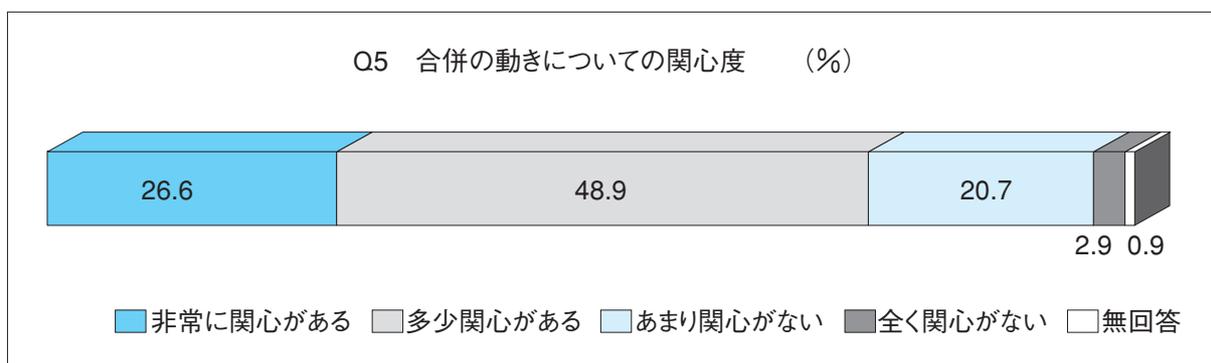
◇ 市町村合併について

Q 海津郡町村合併問題検討会の設置等、市町村合併についての認知度や関心度などについて。

◎ 海津郡町村合併問題検討会の動きについて、「よく知っている」が23.0%、「多少知っている」が62.6%で両回答を合わせると85.6%の人が“知っている”と回答され、「知らない」と答えた人は13.5%にとどまっている。

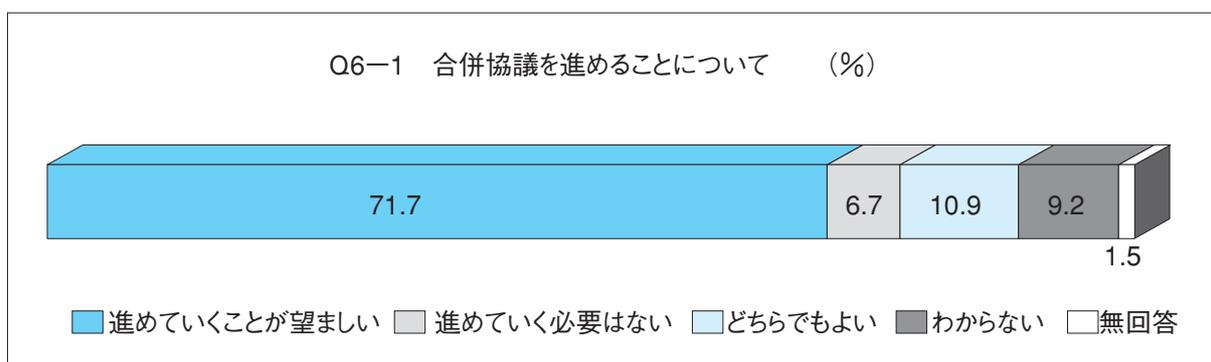


◎ 合併についてどの程度関心があるかについて、「非常に関心がある」が26.6%、「多少関心がある」が48.9%で両回答を合わせると75.5%の人が“関心がある”と答えており、「全く関心がない」が2.9%、「あまり関心がない」が20.7%で両回答を合わせると23.6%の人が“関心がない”となっている。

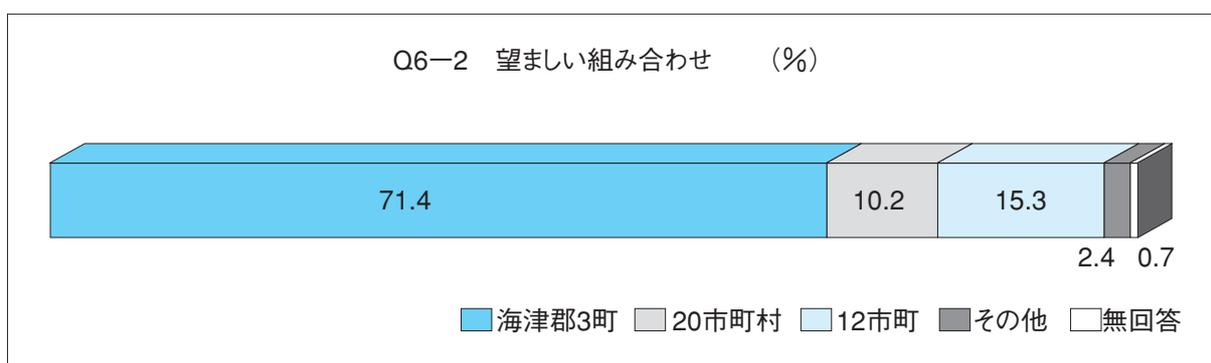


Q 海津郡3町が合併に向けて協議を進めていくことについて。

◎ 合併協議の進め方について、「進めていくことが望ましい」が71.7%と圧倒的に多く、「進めていく必要はない」との回答は6.7%にとどまり、「どちらでもよい」が10.9%、「わからない」が9.2%、「わからない」が9.2%となっている。



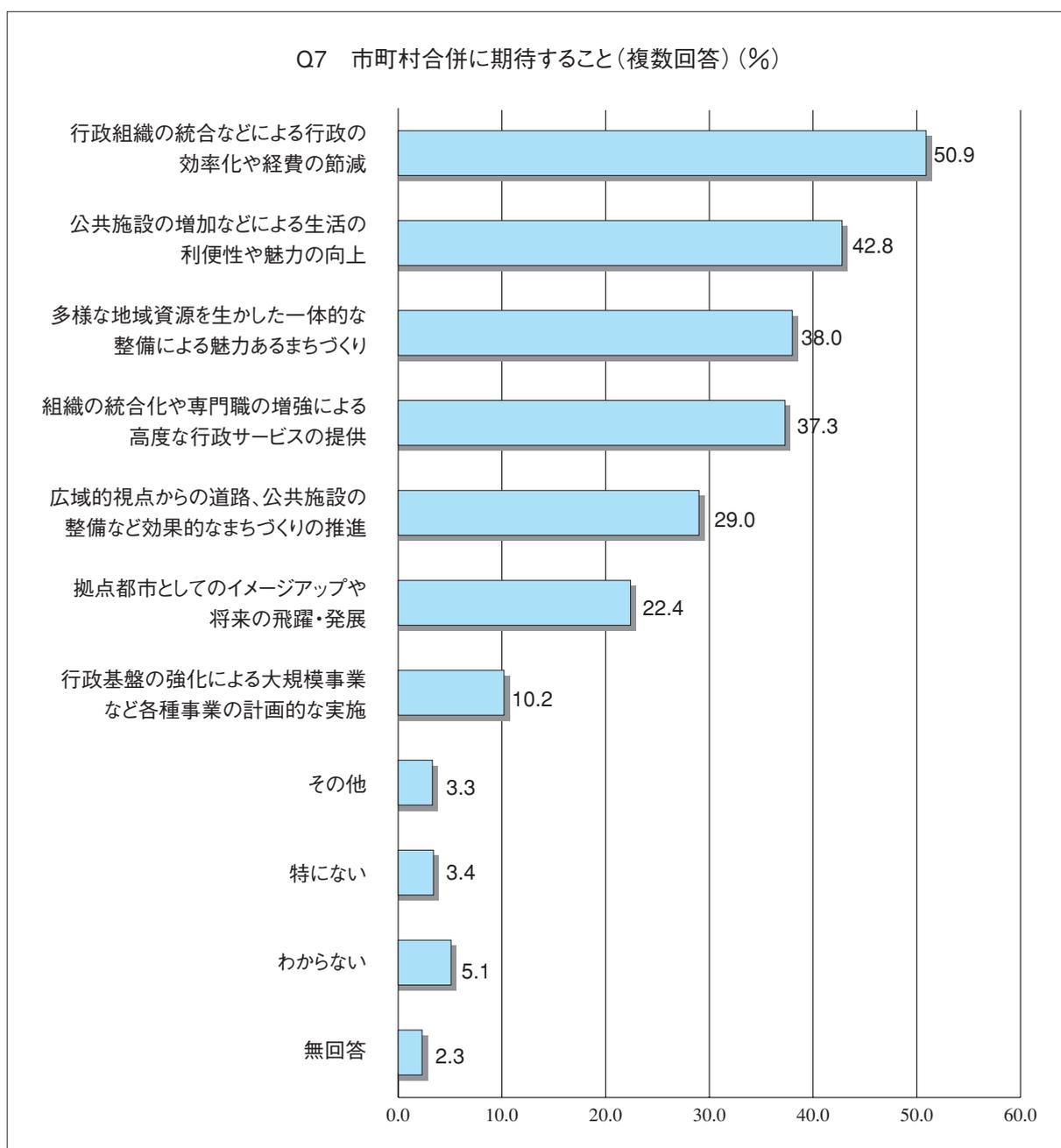
◎ 「進めていくことが望ましい」と回答した人が考える望ましい組合せは、「海津郡3町」が71.4%と圧倒的に多く、「20市町村」が10.2%、「12市町」が15.3%、「その他」が2.4%となっている。



◇ 合併に対する期待

Q 市町村が合併する場合、どのような効果を期待するか。(複数回答)

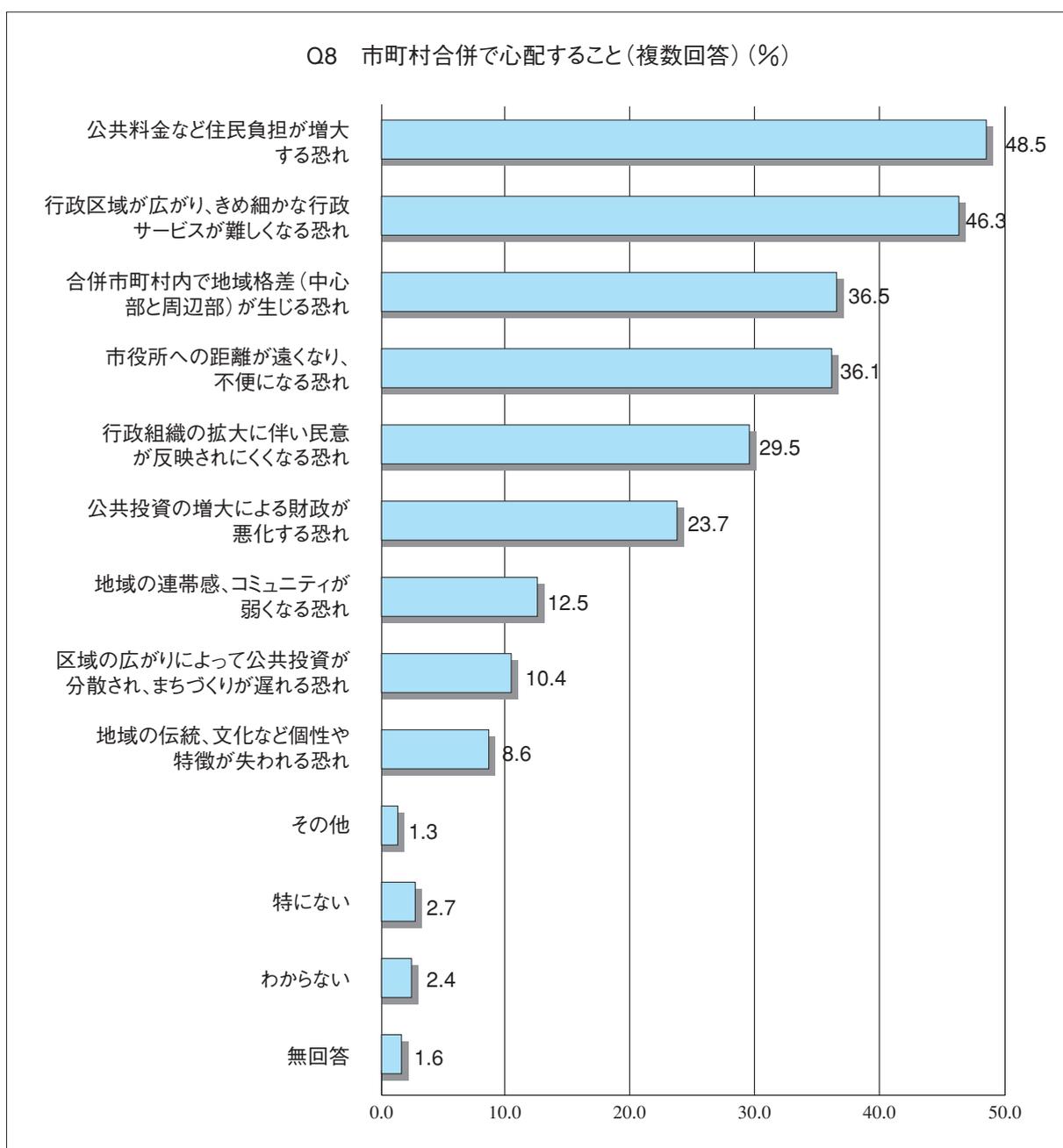
◎ 市町村合併に住民が期待することは、1位が「行政組織の統合などによる行政の効率化や経費の節減」で50.9%、2位が「行政サービスの提供区域が広がり、自分たちの施設として利用できる公共施設の増加などによる生活の利便性や魅力の向上」で42.8%、以下、「都市的サービスと豊かな自然など多様な地域資源を生かした一体的な整備による魅力あるまちづくりの推進」の38.0%と「組織の統合化や専門職の増強などによる保健・福祉・土木をはじめとする専門的で高度な行政サービスの提供」の37.3%と続いている。



◇ 合併に対する不安

Q、市町村が合併する場合、どのようなことが心配ですか。(複数回答)

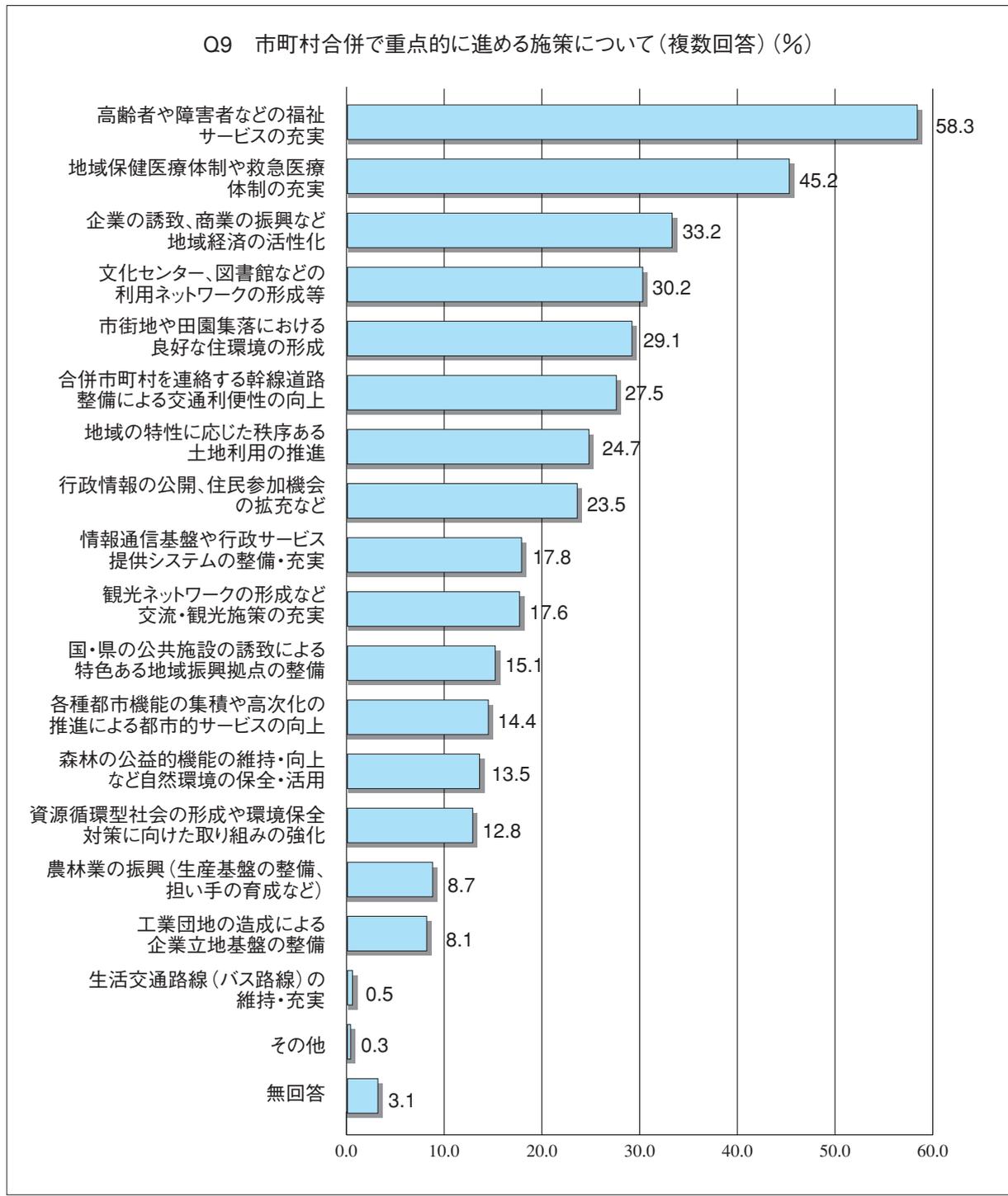
◎ 市町村合併で住民が心配することは、1位が「公共料金など住民負担が増大する恐れ」で48.5%、2位が「行政区域が広がり、きめ細かな行政サービスが難しくなる恐れ」で46.3%、以下、「合併市町村内で地域格差(中心部と周辺部)が生じる恐れ」の36.5%、「市役所への距離が遠くなり、不便になる恐れ」の36.1%となっている。



◇ 「市町村合併」で重点的に進める施策

Q 市町村が合併する場合、重点的に進めていく施策について。(複数回答)

◎ 市町村合併で重点的に進める施策は、1位が「高齢者や障害者などの福祉サービスの充実」で58.3%、2位が「地域保健医療体制や救急医療体制の充実」45.2%、3位が「企業の誘致、商業の振興など地域経済の活性化」で33.2%となっている。



3. 合併の必要性と効果

(1) 生活圏の広域化への対応

今日、モータリゼーションの発達、道路整備の進展などから、住民の就業、買物などの日常生活や、娯楽・レジャー活動は益々広域化している。海津郡においては、名古屋市などに通勤する人が多く、日常的な買物・娯楽は、海津郡及び周辺市町の幹線道路沿いに立地している専門店、大型スーパーマーケットやショッピングセンターが担っている。

このような生活圏の広域化に対応して、地域医療や高齢者福祉、ごみ処理・公害対策などを地域が連携しながら解決しているが、より効率的な行政を推進する必要がある。

また、サービスを受ける地域と税を払う地域が乖離する人が多くなってきており、住民の納税者意識を薄れさせ、行政依存を強める結果となっている。これからの行政は、住民との健全なパートナーシップに基づき実施していくことが求められる中で、納税者意識を高める生活圏の一体化を目指す必要がある。

(2) 新たな行政課題の山積と地方分権への対応

先に述べたように、今後更なる経済のグローバル化、地球環境問題の深刻化、超高齢社会の進展、IT革命・ブロードバンドの普及、デジタル社会の到来、男女共同参画社会の推進、NPO活動の活発化などが予想される。こうした高度で複雑な行政課題に対応するためには、高い見識と高度な専門性を有する職員が必要である。

また、「地方でできることは地方で」という考え方にに基づき、地域の自主性によって処理できるように権限移譲が行われている。その際、現在の町の規模では膨大な事務量を処理するマンパワー、専門性と責任の面で行政能力に欠ける面があり、そうした能力を有するに相応しい職員規模を持つ自治体へ再編することが必要になっている。

すなわち、合併によって自治体規模を拡大し、職員数の多い自治体になることによって、自己決定・自己責任で多くの行政サービスが実施できる能力を向上させる必要がある。

(3) 厳しい財政状況への対応と効率性の高い行政運営

国・地方とも厳しい財政状況にあり、財政再建は重要な課題となってきている。また、歳入の中で大きな割合を占めている地方交付税も大きな期待は望めない。

一方、高齢社会の進展に伴い、今後ますます福祉費（扶助費）の増大が予想される。

このように、地方自治体は財政的に厳しい局面に立たされており、海津郡3町においても、住民サービスの維持・向上を図るためには、自治体規模の拡大による財政基盤の強化と、徹底して無駄を省く効率的な財政運営とが求められる。

第3章

合併の経緯

1. 海津郡3町合併協議会の設置

平成14年2月22日から同年9月30日まで、9回に及ぶ海津郡町村合併問題検討会において検討した結果、法定協議会である海津郡3町合併協議会を設置するとの結論に達した。こうしたことから、同年に3町それぞれの9月定例議会において、海津郡3町合併協議会設置の議案を可決し、10月1日に法定協議会（海津郡3町合併協議会）を設置した。その後、住民説明会を開催するとともに、合併協定項目の調整、新市建設計画作成などを合併協議会において確認し、平成16年9月にそれぞれの町の議会において合併関連議案を可決した。また、同年12月16日に岐阜県議会において廃置分合を可決、平成17年1月17日に官報において告示された。実に合併問題検討会が9回、合併協議会が36回、そのほか新市名称候補選定小委員会、事務所の位置等検討小委員会、協定事項調査検討小委員会などの協議を重ね海津市が誕生した。

(1) 海津郡3町合併協議会規約

海津郡3町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 海津町・平田町・南濃町（以下「3町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、海津郡3町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 3町の合併に関する協議
 - (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、3町の合併に関し必要な事項
- (事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する町に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、3町の長が協議し、3町の長のうちからこれを選任する。

- 2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 3町の長
- (2) 3町の議会の議長及び3町の議会が選任する議員各2名
- (3) 3町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理者)

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する順位による副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第13条 協議会の事務に従事する職員は、3町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(幹事会)

第14条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、3町の長が協議して負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、会長の属する町の監査委員に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町の例により会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員等は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受け取ることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長の属する町の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成14年10月1日から施行する。



合併協議会の様子

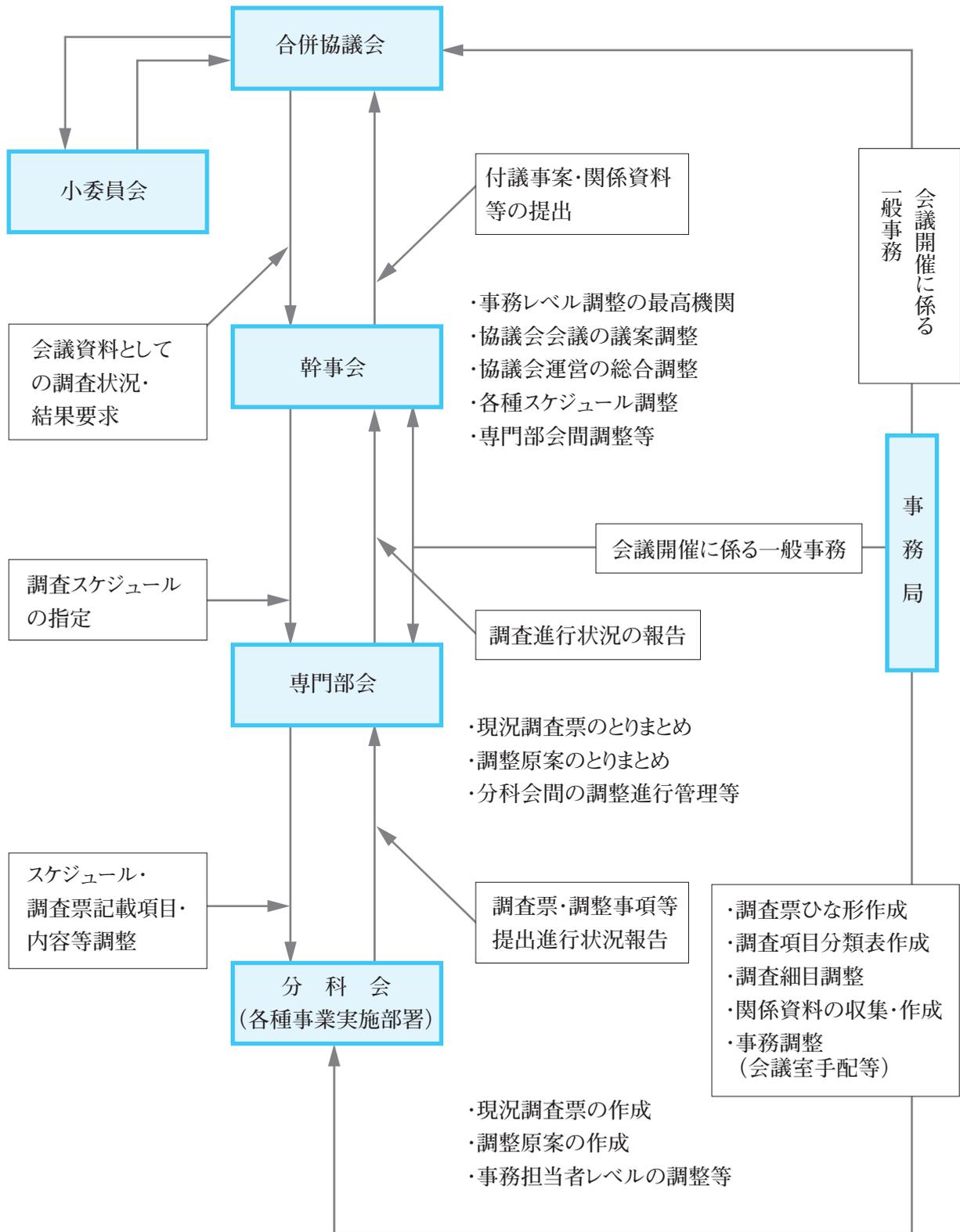
(2) 海津郡3町合併協議会の組織

海津郡3町合併協議会委員

(敬称略)

役職名	氏名	旧町名	選出区分	在任期間		
会長	横山 善郎	平田町	町長	H14.10~H17.3		
副会長	後藤 庄吉	南濃町	町長	H14.10~H15.5		
	勅使川原文生			H15.6~H17.3		
	平野 義明	海津町	町長	H14.10~H17.3		
委員	神田 長平	海津町	議会議長	H14.10~H15.4		
	水谷 武博			H15.5~H16.8		
	服部 寿			H16.9~H17.3		
	水谷 武博		議会議員	議会選任	H14.10~H15.4、H16.9~H17.3	
	神田 長平				H15.5~H17.3	
	大橋 直治		学識経験者	自治会の代表	H14.10~H17.3	
	伊藤 常行			女性の代表	H14.10~H17.3	
	小粥 廣子			農林水産業の代表	H14.10~H17.3	
	芳賀 麒一郎			商工業の代表	H14.10~H17.3	
	瀧澤 伸二			青年団体の代表	H14.10~H17.3	
	永田 実彦		平田町	議会議長	H14.10~H14.10	
	小山 豊				H14.10~H17.3	
	西脇 幸雄	議会議員			議会選任	H14.10~H15.9
	六鹿 正規			H15.10~H17.3		
	野村 治彦	学識経験者		自治会の代表	H14.10~H17.3	
	水谷 守男				H14.10~H15.3	
	棚橋 一好				H15.4~H17.3	
	小山 豊				女性の代表	H14.10~H17.3
	大橋 圭子				農林水産業の代表	H14.10~H17.3
	近藤 正城				商工業の代表	H14.10~H15.1
	下村 和寿			青年団体の代表	H15.2~H17.3	
	水谷 芳郎				H14.10~H17.3	
	後藤 啓太	南濃町	議会議長	H14.10~H14.10		
	伊藤 邦雄			H14.10~H15.4		
	田中 正			H15.5~H16.3、H16.9~H17.3		
	丹羽 恒夫		議会議員	議会選任	H16.4~H16.8	
	平井 肇				H14.10~H16.3	
	村山 龍平				H14.10~H15.4、H16.4~H16.8	
	丹羽 恒夫				H15.5~H17.3	
	田中 正		学識経験者	区長会の代表	H16.9~H17.3	
	平井 肇				H14.10~H17.3	
	藤田 明弘				女性の代表	H14.10~H17.3
	加々本佐知子				農林水産業の代表	H14.10~H17.3
	伊藤 友貴				商工業の代表	H14.10~H17.3
	伊藤 靖敏	青年団体の代表			H14.10~H17.3	
	加藤 鉄也	岐阜県	西濃地域振興局振興課長	H14.10~H16.3		
佐藤 正幸	H16.4~H17.3					
宗宮 正典	岐阜県議会議員			H14.10~H17.3		
松永 清彦						

(3) 海津郡3町合併協議会組織相関図



海津郡3町合併協議会幹事会設置要領

(幹事会の設置)

第1条 海津郡3町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第2項の規定に基づき、海津郡3町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、海津郡3町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、海津郡3町合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、海津郡3町の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名		
海 津 町	収 入 役	統 括 参 事	調整監兼総務課長
平 田 町	助 役	総 務 課 長	企 画 課 長
南 濃 町	総括管理監	総務企画課長	総務企画課主幹



幹事会の様子

（5）海津郡3町合併協議会事務局規程

海津郡3町合併協議会事務局規程

（趣旨）

第1条 この規程は海津郡3町合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、海津郡3町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に挙げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること
- （2）協議会の協議資料の作成に関すること
- （3）協議会の庶務に関すること
- （4）その他協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

（職員の職務）

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 その他の職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。

（決裁）

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- （1）協議会の運営に関する基本方針の決定

- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項
(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 1件につき3万円未満の物品購入に関する事
 - (2) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事
 - (3) その他軽易な事項に関する事
- (代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- (文書の取扱い)

第8条 事務局における文書の収受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長の属する町の公文書の取扱いの例によるものとする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。
- (職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する町の例による。

(給与)

第11条 職員の給与については、それぞれ派遣する町の負担とする。ただし、職員の旅費については、会長の属する町の例により協議会が支給する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

1、名 称	海津郡3町 合併協議会 長之印	海津郡3町合 併協議会長職 務代理者之印	海津郡3町 合併協議会 事務局長之印
2、ひな形	省略	省略	省略
3、寸 法	1.8 cm×1.8 cm	1.8 cm×1.8 cm	1.8 cm×1.8 cm
4、書 体	古印体	古印体	古印体
5、用 途	会長名をもって 発する文書用	会長職務代理者名を もって発する文書用	事務局長名をもって 発する文書用
6、個 数	1	1	1

(6) 海津郡3町合併協議会 歳入歳出決算 (平成14年度～16年度)

●平成14年度歳入歳出決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	予算現額と収入済額との比較
1. 分担金及び負担金		41,399,000	41,399,000	41,399,000	0
	1. 負担金	41,399,000	41,399,000	41,399,000	0
2. 諸収入		1,000	111,120	111,120	110,120
	1. 諸収入	1,000	111,120	111,120	110,120
3. 県支出金		0	0	0	0
	1. 県交付金	0	0	0	0
歳入合計		41,400,000	41,510,120	41,510,120	110,120

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 運営費		20,700,000	12,490,709	8,209,291	8,209,291
	1. 会議費	5,159,000	2,976,606	2,182,394	2,182,394
	2. 事務費	15,541,000	9,514,103	6,026,897	6,026,897
2. 事業費	1. 事業推進費	20,367,000	19,075,635	1,291,365	1,291,365
		20,367,000	19,075,635	1,291,365	1,291,365
3. 予備費		333,000	0	333,000	333,000
	1. 予備費	333,000	0	333,000	333,000
歳出合計		41,400,000	31,566,344	9,833,656	9,833,656

●平成15年度歳入歳出決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	予算現額と収入済額との比較
1. 分担金及び負担金		38,815,000	38,815,000	38,815,000	0
	1. 負担金	38,815,000	38,815,000	38,815,000	0
2. 県支出金		15,000,000	15,000,000	15,000,000	0
	1. 県交付金	15,000,000	15,000,000	15,000,000	0
3. 繰越金		9,943,000	9,943,776	9,943,776	776
	1. 繰越金	9,943,000	9,943,776	9,943,776	776
4. 諸収入		2,000	282	282	△1,718
	1. 諸収入	2,000	282	282	△1,718
歳入合計		63,760,000	63,759,058	63,759,058	△942

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1. 運営費		23,906,000	15,941,757	7,964,243	7,964,243
	1. 会議費	5,260,000	3,205,692	2,054,308	2,054,308
	2. 事務費	18,646,000	12,736,065	5,909,935	5,909,935
2. 事業費		39,358,000	20,897,386	17,830,614	18,460,614
	1. 事業推進費	39,358,000	20,897,386	17,830,614	18,460,614
3. 予備費		496,000	0	496,000	496,000
	1. 予備費	496,000	0	496,000	496,000
歳出合計		63,760,000	36,839,143	26,290,857	26,920,857

●平成16年度歳入歳出決算（案）

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	予算現額と収入 済額との比較
1. 分担金及び 負担金		9,998,000	9,998,000	9,998,000	0
	1. 負担金	9,998,000	9,998,000	9,998,000	0
3. 繰越金		26,919,000	26,919,915	26,919,915	915
	1. 繰越金	26,919,000	26,919,515	26,919,915	915
4. 諸収入		2,000	87,209	87,209	85,209
	1. 諸収入	2,000	87,209	87,209	85,209
歳入合計		36,919,000	37,005,124	37,005,124	86,124

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1. 運営費		14,361,000	11,465,170	2,895,830	2,895,830
	1. 会議費	3,632,000	2,819,659	812,341	812,341
	2. 事務費	10,729,000	8,645,511	2,083,489	2,083,489
2. 事業費		21,558,000	9,866,453	11,691,547	11,691,547
	1. 事業推進費	21,558,000	9,866,453	11,691,547	11,691,547
3. 予備費		1,000,000	0	1,000,000	1,000,000
	1. 予備費	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		36,919,000	21,331,623	15,587,377	15,587,377

海津郡3町合併協議会専門部会設置要領

(専門部会の設置)

第1条 海津郡3町合併協議会幹事会設置要領（以下「要領」という。）第7条の規定に基づき、海津郡3町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、海津郡3町合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、海津郡3町合併協議会規約第3条に掲げる事項について専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会は、海津町・平田町及び南濃町の常勤の一般職職員等をもって組織する。

2 専門部会が所掌する事項の一部について、より専門的に協議又は調整するため、専門部会に分科会を置く。

3 専門部会名及び分科会名並びにそれぞれ関係する所管課等及びその構成委員については、別表のとおりとする。

(役員)

第4条 専門部会に、部会長及び副部会長2名を置く。

2 分科会に、分科会長及び副分科会長若干名を置く。

3 部会長及び副部会長2名は、それぞれ構成する分科会の分科会長及び副分科会長の互選により、分科会長及び副分科会長若干名は幹事会が指名する。

(役員職務)

第5条 部会長は専門部会を、分科会長は分科会を代表し、それぞれの会務を総理する。

2 副部会長はそれぞれの部会長を、副分科会長はそれぞれの分科会長を補佐する。

3 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、それぞれの部会長があらかじめ指名する順位による副部会長がその部会長の職務を代理し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、それぞれの分科会長があらかじめ指名する順位による副分科会長がその分科会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議及び分科会の会議（「以下「会議」という。）は、事務局長の要請により、若しくは部会長又は分科会長が必要に応じて招集し、随時開催するものとする。この場合において、会議に参加する者は、それぞれの町の所管課等の長が役員と協議して、その都度決定するものとする。

2 部会長及び分科会長（以下「部会長等」という。）は、それぞれの会議の議長となる。

3 部会長等は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

4 会議は、必要に応じて関係する部会又は分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は専門部会の協議経過及び結果を幹事会及び協議会事務局に、分科会長は分科会の協議経過及び結果をそれぞれの専門部会及び協議会事務局に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会又は分科会の庶務は、それぞれの部会長等の属する町の担当部門が行うものとする。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。



専門部会、分科会が精力的に行われた（水道分科会において）

別表（第3条第3項関係）

・専門部会委員 ◇ 関係する課題に対し、関係課長等が出席する。

専門部会	分科会	海津町	平田町	南濃町	サンリバー 広域連合	海津郡 消防組合
総 務	財 政	調整監兼総務課長	管理監兼総務課長	総務企画課長	事務局長	総務課長
	管 財	総務課・課長	管理監兼副収入役	総務企画課主幹		
	総 務	会計課長	管理監兼企画課長	町民税務課長		
		税務課長	税務課長	副収入役		
	人 事	水道課長	水道課長	水道施設課長		
	電 算	参事兼住民課長	管理監兼住民課長	水道施設課主幹		
	消 防		兼総合福祉会館館長			
	税					
広 報						

企 画	企 画	企画開発課長 調整監兼総務課長 総務課・課長	管理監兼企画課長 管理監兼総務課長	基盤整備管理監 総務企画課長 総務企画課主幹 産業振興課長		
住 民	住 民	参事兼住民課長 福祉課長	管理監兼住民課長 兼総合福祉会館館長 管理監兼福祉課長	町民税務課長 総務企画課長 総務企画課主幹 支所長 福祉健康課長 福祉健康課主幹 環境整備課長 水道施設課長 水道施設課主幹		
	国保年金					
	環 境					
福 社	福 社	福祉課長	管理監兼福祉課長	福祉健康課長	事務局長	
	健 康	海津苑所長	管理監兼住民課長	福祉健康課主幹		
	社 協	総合福祉会館館長	兼総合福祉会館館長	環境整備課長 教育課長 総合福祉会館 ゆとりの森館長		
産業経済	農林水産	参事兼産業課長 企画開発課長 商工観光課長 建設課長	管理監兼農務課長 管理監兼総務課長 管理監兼企画課長 建設課長	基盤整備管理監 産業振興課長 建設管理課長		
	商工観光					
上下水道	水 道	水道課長	水道課長	基盤整備管理監		
	下水道	会計課長	管理監兼企画課長	水道施設課長 水道施設課主幹		
建 設	建 設	建設課長	建設課長	基盤整備管理監 建設管理課長		
	都市計画					
	住 宅					
教 育	学校教育	教育長	教育長	教育長		
	社会教育	調整監兼学校教育課長	教育課長	教育課長		
	施 設	調整監兼総務課長 総務課・課長 調整監兼スポーツ 振興課長 文化振興課長 生涯学習課長 給食センター所長	生涯学習センター所長 管理監兼企画課長	教育課主幹 給食センター所長		
議会事務局		議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長		

・分科会委員

専門部会	分科会	所 管 課 等					構成委員
		海津町	平田町	南濃町	サンリバー 広域連合	海津郡 消防組合	
総 務	財 政	総務課 会計課	総務課 出納室	総務企画課 会計課	事務局	総務課	所管課等に 属する職員 全員
	管 財	総務課	総務課	総務企画課	事務局	総務課	同 上
	総 務	総務課	総務課	総務企画課	事務局	総務課	同 上
	人 事	総務課	総務課	総務企画課 会計課	事務局	総務課	同 上
	電 算	総務課 水道課 住民課	総務課 水道課 住民課	総務企画課 水道施設課 町民税務課	事務局	総務課	同 上
	消 防	総務課	総務課	総務企画課		総務課	同 上
	税	税務課	税務課	町民税務課			同 上
	広 報	総務課	企画課 総務課	総務企画課	事務局	総務課	同 上
企 画	企 画	企画開発課 総務課	企画課 総務課	総務企画課 産業振興課			同 上
住 民	住 民	住民課	住民課	町民税務課 支所			同 上
	国保年金	住民課 福祉課	住民課 総合福祉会館課 福祉課	福祉健康課 町民税務課			同 上
	環 境	住民課	住民課 企画課	環境整備課 水道施設課 総務企画課			同 上
福 社	福 社	福祉課 海津苑	福祉課 住民課 総合福祉会館課	福祉健康課 環境整備課 教育課 総合福祉会館 ゆとりの森	事務局		同 上
	健 康	福祉課 総合福祉会館	福祉課 総合福祉会館課 住民課	福祉健康課 総合福祉会館 ゆとりの森			同 上
	社 協	福祉課 総合福祉会館	福祉課 総合福祉会館課	福祉健康課 総合福祉会館 ゆとりの森 能力活用協会			同 上

産業経済	農林水産	産業課 建設課 企画開発課	農務課 総務課	産業振興課 建設管理課			
	商工観光	商工観光課 産業課	企画課 建設課	産業振興課			
上下水道	水道	水道課 会計課	水道課 総務課	水道施設課			同上
	下水道	水道課 会計課	水道課 総務課	水道施設課			同上
建設	建設	建設課	建設課	建設管理課			同上
	都市計画	建設課	建設課	建設管理課			同上
	住宅	建設課	建設課	建設管理課			同上
教育	学校教育	学校教育課 総務課 給食センター	教育課 企画課	教育課 給食センター			教育長及び 所管課等に 属する職員 全員
	社会教育	生涯学習課 スポーツ振興課 文化振興課	教育課 生涯学習センター	教育課			同上
	施設	生涯学習課 スポーツ振興課 文化振興課	教育課 生涯学習センター	教育課			同上
議会事務局		議会事務局	議会事務局	議会事務局			所管課等に 属する職員 全員

そのほか、次のような規程を定めている。

- 海津郡3町合併協議会財務規程
- 海津郡3町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程
- 海津郡3町合併協議会会議運営規程
- 海津郡3町合併協議会会議傍聴規程
- 海津郡3町合併協議会会議録等閲覧規程
- 海津郡3町合併協議会小委員会規程

2. 住民の動向と住民説明会の開催状況

(1) 住民の動向

平成14年10月1日、法定協議会である海津郡3町合併協議会を設置し、平成17年3月27日までの2年6ヶ月にわたり、新市建設計画を含む38項目の合併協定項目等について協議・調整を行った。

この間、合併への住民の理解と啓蒙を図るため、合併協議会だよりの発行、新市建設計画ダイジェスト版などの作成、住民説明会の実施、新市名称等住民意識調査の実施等様々な取り組みを行ってきた。

また、平田町において大垣市等1市8町との法定合併協議会設置を問う住民投票が実施されたほか、南濃町においても住民発議があった。

(2) 住民説明会の開催状況

① 開催状況

日 時	会 場	参 加 者
平成15年2月13日 19:00～	ふるさと会館（平田町）	150人
平成15年2月13日 19:00～	農村環境改善センター（南濃町）	93人
平成15年2月14日 19:00～	海西公民館（平田町）	84人
平成15年2月15日 19:00～	商工会館（南濃町）	120人
平成15年2月17日 19:00～	北部公民館（南濃町）	105人
平成15年2月22日 19:00～	文化センター（海津町）	260人
平成15年6月24日 19:00～	農村環境改善センター（南濃町）	252人
平成15年6月26日 19:30～	ふるさと会館（平田町）	158人
平成15年6月26日 19:00～	みかげの森「プラザしもたど」（南濃町）	176人
平成15年6月27日 19:00～	商工会館（南濃町）	212人
平成15年6月28日 19:30～	文化センター（海津町）	348人

② 参加者

平成15年2月13日から22日までの説明会は、「住民説明会資料集」及び「新市まちづくり計画（案）新市建設計画・ダイジェスト版」の2つの資料をもとに、郡内6会場で開催し、参加者は海津町260人、平田町234人、南濃町318人の計812人であった。また、同年6月24日から28日までの説明会では、「住民説明会資料」及び「海津郡における合併効果を考える海津郡の合併効果調査・評価報告書概要版」の2つの資料をもとに郡内5会場で開催し、参加者は、海津町348人、平田町158人、南濃町640人の計1,146人であった。

このほか、構成町では、住民への説明が行われた。

③ 主な意見及び質問

(平成15年2月13日～22日)

- ・ 合併してのメリット・デメリットは。
- ・ 高齢者福祉の強化とは具体的にどこか。
- ・ 大同合併で国会議員を輩出できるのでは。
- ・ 健全な財政運営とはどこか。
- ・ 区長の取扱いはどうなるのか。
- ・ 消防団の取扱いはどうなるのか。
- ・ アンケート調査の結果について。
- ・ 合併の期日について。
- ・ 住民投票の考え方について。
- ・ 平田町での住民発議との関係はどうか。
- ・ 情報をもっとこまめに提供してほしい。
- ・ 財政計画の人件費と公債費について。
- ・ 住民投票で民意を問うべきではないか。
- ・ もっとPRをしてほしい。
- ・ 都市計画税は賦課されるのか。
- ・ 特別会計も含めた財政計画を。
- ・ 海津郡3町の財政状況について。



住民説明会の様子

(平成15年6月24日～28日)

- ・ 新市名称に伴う署名について、なぜ住民の意思を尊重しないのか。
- ・ 合併協議会とはどういうものなのか。
- ・ 大垣市との合併について、住民投票をしないのか。
- ・ 海津町において、新市名称に伴う請願が提出されたが、今後どうなるのか。
- ・ 海津郡3町の基金の状況はどうなっているのか。また、平成13年の数字を使用しているのはなぜか。
- ・ 借金は、一般会計だけでなく特別会計も合算して比較すべきではないか。
- ・ 学校教育関係の調整方針の中で、幼稚園の関係についてはどうなるのか。
- ・ 財政的に本当に3町でやっていけるのか。
- ・ 社会福祉協議会は、市になるとどうなるのか。
- ・ 財政計画について、「健全な財政運営を継続することを基本」となっているが、人件費の削減率が甘いのではないか。
- ・ 合併に金銭的なメリットはないと考えていいのか。

3. 調印式と議案の議決

(1) 合併協定調印式

新市建設計画を含む38項目の合併協定項目の調整方針が確認され、平成16年9月10日、3町長による合併協定調印式が実施された。調印式は、平田町農村環境改善センター（ふるさと会館）の多目的ホールにおいて、合併協議会委員、各町議会議員の見守るなか行われた。また、岐阜県議会議員、海津町議会議長、平田町議会議長及び南濃町議会議長が立会人として署名した。

海津町・平田町・南濃町合併協定調印式次第

日時 平成16年9月10日（金）
午前9時30分～
場所 平田町農村環境改善センター
（ふるさと会館）多目的ホール

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 開式の辞 | 平田町助役 |
| 2. 経過報告 | 合併協議会事務局長 |
| 3. 合併協定書調印 | 3町長 |
| 4. 立会人署名 | 3町議会議長
県議会議員 |
| 5. 主催者あいさつ | 平田町長 |
| 6. 祝辞 | |
| 西濃地域振興局長（知事代理） | |
| 県議会議員 | |
| 7. 閉式の辞 | 海津町収入役 |



立会人として署名する3議長



立会人として署名する県議会議員

(2) 合併関連議案の議決

合併協定調印を受けて、3町それぞれ議会が開催され、9月13日に海津町議会、15日に平田町議会、17日に南濃町議会において、それぞれ合併関連議案が可決された。

提出議案は次のとおりである。

- ①海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合について
- ②海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- ③海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議について
- ④海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について
- ⑤海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について

4. 合併申請書の提出から廃置分合告示まで

(1) 合併申請書の提出

3町でそれぞれ合併関連議案が可決されたことから、平成16年9月22日に3町の町長は西濃地域振興局長を訪れ、合併申請書を提出した。

〈廃置分合申請書〉

海 総 第 5 1 8 号
平 総 第 3 3 9 号
南 総 第 9 5 6 号
平成16年9月22日

岐阜県知事 梶原 拓 様

海津町長 平 野 義 明

平田町長 横 山 善 郎

南濃町長 勅使川原 文生

海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年3月28日から海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町を廃し、その区域をもって新たに「海津市」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 第1 新市名及び名称選定の理由
- 第2 新市の事務所の位置及び選定の理由
- 第3 合併予定年月日
- 第4 廃置分合を必要とする理由
- 第5 合併協定書
- 第6 新市建設計画
- 第7 関係議決書、協議書の写し
- 第8 現況表等（市の要件に関する調書を含む。）
- 第9 その他参考資料

(2) 県議会議決及び知事の処分決定

12月16日、岐阜県議会定例会において、議案第127号町村の廃置分合について（海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合（合併）について）が可決された。また、同日付けで、岐阜県知事による市町の廃置分合が決定された。

(3) 市の廃置分合告示

平成17年1月17日付け（総務省告示第39号）で総務大臣による海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合（合併）に関する官報告示（官報第4013号）が行われた。

〈市の廃置分合決定書〉

市町の廃置分合処分決定書
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十七年三月二十八日から海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町を廃し、その区域をもって海津市を置くものとする。

平成十六年十二月十六日

岐阜県知事
梶原 拓

〈市の廃置分合告示〉

○総務省告示第三十九号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町を廃し、その区域をもって海津市を設置する旨、岐阜県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年三月二十八日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月十七日

総務大臣
麻生 太郎

5. 市長職務執行者の選任に関する協議

合併関係町の町長は、合併の日の前日に失職することから、合併当日から市長が選出されるまで新市において市長が不在となる。このため、市長が選出されるまでの間の市長職務執行者を合併関係町の町長の中から選定する必要があり、平成17年2月16日に3町長が「海津市の設置に伴う職務執行者の選任に関する協議書」を取り交わした。

〈海津市の設置に伴う職務執行者の選任に関する協議書〉

海津市の設置に伴う職務執行者の選任に関する協議書

平成17年3月28日から海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町を廃し、その区域をもって海津市を設置することに伴う、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項の規定による海津市長職務執行者について、次のとおり定める。

記

- 1 海津市長職務執行者
平田町長 横山善郎
- 2 任期
海津市の設置の日から同市の長が選挙されるまでの間

平成17年2月16日

海津町長 平野 義明

平田町長 横山 善郎

南濃町長 勅使川原文生

6. 新市誕生（合併）に至るまでのながれ

海津郡町村合併問題検討会設置 平成14年2月22日（～9月30日）

海津郡3町合併協議会設置 平成14年10月1日（～平成17年3月27日）

海津郡3町合併協議会（協議終了） 平成16年8月23日

合併協定調印式 平成16年9月10日

3町議会の議決 平成16年9月13日～9月17日

岐阜県知事への合併申請 平成16年9月22日

岐阜県議会の議決 平成16年12月16日

岐阜県知事による廃置分合（合併）の決定 平成16年12月16日

総務大臣への届け出 平成16年12月17日

総務大臣の告示（官報） 平成17年1月17日

海津市誕生 平成17年3月28日

7. 新市誕生までの主な動き

年 月 日	内 容
平成14年 2月22日	海津郡町村合併問題検討会を設置 (各町5名ずつの議会議員及び町長で組織) 第1回海津郡町村合併問題検討会開催
3月中旬	市町村合併啓発パンフレットを郡内全戸配布 
3月25日	第2回海津郡町村合併問題検討会開催
4月1日	南濃町役場分庁舎内に町村合併準備室を開設
4月12日	第3回海津郡町村合併問題検討会開催
5月7日	第4回海津郡町村合併問題検討会開催
6月初旬	市町村合併啓発パンフレットを郡内全戸配布 
6月4日～26日	市町村合併住民説明会を開催(郡内10会場)
6月11日	第5回海津郡町村合併問題検討会開催
6月28日～7月15日	市町村合併に関する住民意識調査実施(郡内20歳以上無作為抽出 5,000人を対象) ※住民意識調査集計結果 回答者数2,186人(43.7%) 「合併協議を進めていくことが望ましい」…1,568人(71.7%) 上記のうち「海津郡3町の組合せが望ましい」…1,120人(71.4%)
7月23日	第6回海津郡町村合併問題検討会開催
8月5日	第7回海津郡町村合併問題検討会開催
9月5日	第8回海津郡町村合併問題検討会開催
9月18日～25日	各町の議会において、それぞれ海津郡3町合併協議会設置議案等を可決

9月26日	第9回海津郡町村合併問題検討会開催
9月30日	海津郡町村合併問題検討会解散
10月1日	海津郡3町合併協議会を設置 平田町役場内に海津郡3町合併協議会事務局を開設
10月2日	合併重点支援地域に指定される。
10月21日	第1回海津郡3町合併協議会開催
11月8日	第2回海津郡3町合併協議会開催 ○確認された協定項目 「合併の方式」
11月18日	第1回新市名称候補選定小委員会開催
11月22日	第2回新市名称候補選定小委員会開催
12月9日	第3回海津郡3町合併協議会開催 ○確認された協定項目 「財産及び債務の取扱い」、「地方税の取扱い」、「慣行の取扱い」
平成15年 1月1日～31日	新市名称候補募集 応募総数2,403通  
1月7日	第1回事務所の位置等検討小委員会開催
1月14日	第4回海津郡3町合併協議会開催 ○確認された協定項目 「一般職の職員の身分の取扱い」、「特別職等の身分の取扱い」、 「条例、規則等の取扱い」、「事務機構及び組織の取扱い」、 「一部事務組合・広域連合等の取扱い」
1月22日	第5回海津郡3町合併協議会開催 ○確認された協定項目 「新市建設計画」、「使用料、手数料等の取扱い」、 「公共的団体等の取扱い」、「各種団体への補助金、交付金等の取扱い」、 「町・字の区域及び名称の取扱い」
1月31日	第2回事務所の位置等検討小委員会開催
2月3日	第3回事務所の位置等検討小委員会開催
2月7日	第4回事務所の位置等検討小委員会開催
2月12日	第3回新市名称候補選定小委員会開催 ※新市名称候補として、「かいづ」、「海津」、「木曾三川」、「三川」、 「治水」、「なんのう」、「ひらた」、「ひらなみ」の8候補を選定 第6回海津郡3町合併協議会開催

2月13日～22日	新市建設計画、経緯説明のため住民説明会を開催（郡内6会場）
2月14日	第5回事務所の位置等検討小委員会開催
2月19日	第6回事務所の位置等検討小委員会開催
2月20日	第7回事務所の位置等検討小委員会開催 第7回海津郡3町合併協議会開催 ○確認された協定項目 「広報公聴関係事業」、「姉妹都市・国際交流関係事業」
2月24日	第8回海津郡3町合併協議会開催 ○確認された協定項目 「合併の期日」、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」
3月4日	第9回海津郡3町合併協議会開催 ○確認された協定項目 「議会議員の定数及び任期の取扱い」、「消防団及び水防団の取扱い」、 「総合交通関係事業」、「福祉関係事業」、「農林水産関係事業」、 「商工観光関係事業」、「建設関係事業」、「学校教育事業」、 「社会教育事業」
3月13日	第8回事務所の位置等検討小委員会開催 第10回海津郡3町合併協議会開催 ○確認された協定項目 「人権対策事業」、「国民健康保険事業」、「上下水道事業」
4月初旬	新市建設計画概要版を郡内全戸配布 
4月3日	第4回新市名称候補選定小委員会開催 第11回海津郡3町合併協議会開催 ○確認された協定項目 「コミュニティ関係事業」、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」、 「健康づくり事業」、「保育事業」、 「その他協議が必要な事業（指定金融機関等・電算システム）」
5月8日	第12回海津郡3町合併協議会開催 新市名称懸賞当選者抽選会実施

6月初旬	「海津郡の合併効果調査・評価報告書概要版」を郡内全戸配布 
6月10日	第13回海津郡3町合併協議会開催 ○確認された協定項目 「環境対策事業」
6月24日～28日	新市建設計画を含む全38項目の合併協定項目の調整方針が確認されたことを受け、住民説明会を開催（郡内5会場）
7月8日～17日	海津郡3町合併協議会長に対して、新市名称再考の要望書等が提出される。
7月14日	第14回海津郡3町合併協議会開催
8月11日	第15回海津郡3町合併協議会開催
9月28日	平田町において、大垣市等1市8町との法定合併協議会設置を問う住民投票実施（反対3,331票、賛成2,237票 投票率84.84%）
10月14日	第16回海津郡3町合併協議会開催 新市名称再考要望書が提出されたことを受け、その取扱いを協議するため、協定事項調査検討小委員会を設置
10月29日	第1回協定事項調査検討小委員会開催
11月17日	第2回協定事項調査検討小委員会開催
11月28日	第3回協定事項調査検討小委員会開催
12月6日	第4回協定事項調査検討小委員会開催
12月8日	第17回海津郡3町合併協議会開催
12月20日	第5回協定事項調査検討小委員会開催
平成16年 1月6日	第6回協定事項調査検討小委員会開催
1月20日	第18回海津郡3町合併協議会開催
1月28日	第7回協定事項調査検討小委員会開催
1月30日	第19回海津郡3町合併協議会開催 ○確認された協定項目 「新市建設計画（変更）」
2月18日	第8回協定事項調査検討小委員会開催
2月24日	第20回海津郡3町合併協議会開催
3月19日	第21回海津郡3町合併協議会開催

3月31日	第22回海津郡3町合併協議会開催 新市名称等住民意識調査実施を確認
4月初旬	新市建設計画概要版（変更）を郡内全戸配布 
4月19日	第23回海津郡3町合併協議会開催
5月7日～21日	新市名称等住民意識調査実施  
5月31日	第24回海津郡3町合併協議会開催 ○確認された協定項目 「新市の名称（変更）」、「町・字の区域及び名称の取扱い（変更）」 ※新市名称等住民意識調査集計結果 実回答数25,081通（78.04%） 「設問1 新市名称について」 海津：20,383通 木曾三川：382通 三川：186通 治水：166通 なんのう：736通 ひらた：151通 ひらなみ：2,924通 「設問2 町・字の名称の取扱いについて」 現行のとおり：11,057通 現行の町・字名の前に、3町名を付ける：13,519通
6月10日	第25回海津郡3町合併協議会開催
6月29日	第26回海津郡3町合併協議会開催
7月7日	第27回海津郡3町合併協議会開催
7月28日	第28回海津郡3町合併協議会開催 ○確認された協定項目 「合併の期日（変更）」、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（変更）」、「姉妹都市・国際交流関係事業（変更）」、「新市の事務所の位置（変更）」、「一部事務組合・広域連合等の取扱い（変更）」

8月10日	第29回海津郡3町合併協議会開催
8月23日	第30回海津郡3町合併協議会開催 ○確認された協定項目 「議会の議員の定数及び任期の取扱い（変更）」 ※すべての協定項目を確認
9月10日	合併協定調印式
9月13日	海津町議会にて合併関連議案を可決
9月15日	平田町議会にて合併関連議案を可決
9月17日	南濃町議会にて合併関連議案を可決
9月22日	海津町長、平田町長及び南濃町長より西濃地域振興局長へ合併申請書を提出
10月13日	総務省から県知事に廃置分合に伴う市制施行の協議について「異議なし」との回答
10月22日	第31回海津郡3町合併協議会開催
11月5日	第32回海津郡3町合併協議会開催
11月24日	市章デザイン募集 (期間：平成16年11月24日～平成17年1月5日) 
12月16日	岐阜県議会にて海津郡3町に関する町村の廃置分合議案を可決
12月20日	第33回海津郡3町合併協議会開催
平成17年	第34回海津郡3町合併協議会開催
1月17日	官報告示（総務省告示第39号 市町の廃置分合）
2月10日	市章選定会議
2月18日	第35回海津郡3町合併協議会開催 市長職務執行者に横山善郎氏を選任 市章デザイン内定
3月14日	第36回海津郡3町合併協議会開催
3月27日	海津郡3町合併協議会廃止
3月28日	「海津市」誕生

第4章

天津市誕生

1. 海津庁舎、平田庁舎及び南濃庁舎の開庁式

平成17年3月28日、海津市が発足した。開庁式は、海津庁舎、平田庁舎及び南濃庁舎において、それぞれ業務開始前の午前8時から開催された。海津庁舎においては、正面玄関前で西濃地域振興局長、岐阜県議会議員ほか来賓、庁舎職員、報道関係者など160人が参加し、また、平田庁舎及び南濃庁舎においては、各庁舎職員の立ち会いのもと銘板除幕と市旗掲揚を行った。この日は、合併の伴う事務手続きも多くあり、多忙な1日となった。

海津市開庁式次第

日時：平成17年3月28日（月）
午前8：00～
場所：海津市役所海津庁舎玄関前

1. 開式
2. 市長職務執行者あいさつ
3. 来賓祝辞
4. 海津市役所銘板除幕
5. 市旗掲揚
6. くす玉開帳
7. 閉式

～ 開庁式での海津市長職務執行者あいさつ ～



あいさつする横山市長職務執行者

〈あいさつの概要〉

本日ここに、海津市誕生を迎えるにあたりまして、来賓多数のご臨席を賜り、開庁式を挙行できますことは、誠に喜ばしい限りでございます。ご来賓の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、海津市民の皆様とともに心よりお祝いしたいと存じます。

振り返りますと、平成14年2月に海津郡町村合併問題検討会、同年10月に法定協議会である海津郡3町合併協議会を立ち上げて議論を重ねてまいりましたが、ここまでたどり着くことができましたのも、ひとえに関係各位の献身的なご尽力、県当局のご指導・ご協力、そして住民の皆様のご理解の賜物であると深く感謝申し上げます。

緑の木立をたたえる山々、とうとうと流れる木曾三川、小鳥がさえずる広大なほ場。今日より、海津町、平田町及び南濃町は海津市として名実ともに一つになるわけでございますが、新しいふるさととなり清新な気持ちでいっぱいでございます。

さて、海津市は東海地方の結節点にあって、へそのような大変重要な位置付けにあり将来の発展が期待できる地域でございます。地方分権時代にあつて、自治体としての体力を養いながら、益々活性化し、発展いたしますことを願ってやみません。

市長が誕生するまでの短い期間ではございますが、職務執行者として新市まちづくり計画の将来像にございますように「光と風と水のふれあい庭園都市」に向けて精一杯の力を尽くしていきたいと存じますので、なお一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございます。



銘板を除幕する3町長

2. 各委員会の開催

(1) 海津市教育委員会

合併当日（平成17年3月28日）、横山市長職務執行者は、旧町の教育委員の中で海津市の教育委員を臨時に選任し、第1回海津市教育委員会が開催された。

第1回 海津市教育委員会

日程 平成17年3月28日

場所 海津市文化センター 会議室

1. 海津市長職務執行者あいさつ

2. 議 事

議第1号 海津市教育委員会委員長の選挙について

議第2号 海津市教育委員会委員長職務代理者の指定について

議第3号 海津市教育委員会教育長の互選について

議第4号 海津市教育委員会規則の制定について

議第5号 海津市教育委員会事務局職員の任免について

議第6号 平成17年度海津市の教育の方針と重点について

議第7号 平成16年度海津市一般会計暫定予算（教育委員会分）について

議第8号 平成17年度海津市一般会計暫定予算（教育委員会分）について

議第9号 海津市体育指導委員の委嘱について

3. その他

(敬称略)

職 名	氏 名	就 任 年 月 日	備 考
委 員	桑原富茂	平成17年3月28日	委員長
委 員	横川隆正	平成17年3月28日	委員長職務代理者
委 員	牧野誠照	平成17年3月28日	
委 員	近藤昇司	平成17年3月28日	
委 員	平野英生	平成17年3月28日	

(2) 海津市選挙管理委員会

合併当日（平成17年3月28日）、旧町の選挙管理委員の中で海津市の選挙管理委員として互選された4名において暫定的な選挙管理委員会が発足し、第1回海津市選挙管理委員会が開催された。

第1回 海津市選挙管理委員会次第

日程 平成17年3月28日

場所 海津庁舎 委員会室

1. 海津市長職務執行者あいさつ

2. 議 題

海津市設置に伴う事項について

- 議第 1号 海津市選挙管理委員会委員長選挙及び職務代理者の指定について
- 議第 2号 海津市選挙管理委員会規程の制定について
- 議第 3号 海津市選挙管理委員会処務規程の制定について
- 議第 4号 海津市選挙執行規程の制定について
- 議第 5号 海津市政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の制定について
- 議第 6号 海津市ポスター掲示場の設置に関する規程の制定について
- 議第 7号 検察審査員候補者選定規程の制定について
- 議第 8号 海津市選挙人名簿の閲覧に関する事務処理要綱の制定について
- 議第 9号 海津市選挙管理委員会情報公開条例施行規程の制定について
- 議第10号 海津市選挙管理委員会個人情報保護条例施行規程の制定について
- 議第11号 投票区の設置について
- 議第12号 指定在外選挙投票区の指定について
- 議第13号 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の引継ぎについて

海津市長選挙に係る事項について

- 議第14号 海津市長選挙を行うべき事由の発生について
- 議第15号 海津市長選挙の期日及びその告示日の決定について
- 議第16号 開票事務と選挙会事務との合同決定について
- 議第17号 海津市長選挙会の場所及び日時の決定について
- 議第18号 投票所入場券の交付について
- 議第19号 投票用紙の様式の決定について
- 議第20号 投票用紙に押すべき印の決定について
- 議第21号 仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印の決定について
- 議第22号 選挙人名簿登録者の縦覧期間及び場所の決定について
- 議第23号 選挙人名簿登録の移替えをしない期間の決定について
- 議第24号 海津市長選挙における投票所の指定について
- 議第25号 期日前投票所、不在者投票所の場所及び設ける期間等の決定について
- 議第26号 ポスター掲示場の区画数の決定について
- 議第27号 ポスター掲示場の総数の減少について

- 議第28号 ポスター掲示場の設置場所の決定について
- 議第29号 立候補予定者に対する事前説明会の日時及び場所について
- 議第30号 立候補予定者に対する事前審査の日時及び場所について

3. その他

(敬称略)

職名	氏名	就任年月日	備考
委員	吉田正輝	平成17年3月28日	委員長
委員	加賀武彦	平成17年3月28日	委員長職務代理者
委員	伊藤聰行	平成17年3月28日	
委員	水谷順子	平成17年3月28日	

(3) 海津市固定資産評価審査委員会

合併当日（平成17年3月28日）、横山市長職務執行者は、旧町の固定資産評価審査委員の中で海津市の固定資産評価審査委員を臨時に選任し、第1回海津市固定資産評価審査委員会が開催された。

第1回 海津市固定資産評価審査委員会

日時 平成17年3月28日
場所 海津庁舎 委員会室

1. 海津市長職務執行者あいさつ

2. 議事

- 第1 委員長の選挙について
- 第2 委員長職務代理者の指名について
- 第3 議案第1号 海津市固定資産評価審査委員会規程の制定について
- 第4 議案第2号 海津市固定資産評価審査委員会情報公開条例施行規程の制定について
- 第5 議案第3号 海津市固定資産評価審査委員会個人情報保護条例施行規程の制定について

(敬称略)

職名	氏名	就任年月日	備考
委員	伊藤治生	平成17年3月28日	委員長
委員	加賀博和	平成17年3月28日	委員長職務代理者
委員	吉田貞夫	平成17年3月28日	

3. 海津市初議会（第1回臨時議会）

平成17年4月11日から13日までを会期として、海津庁舎3階の議場において、議員39名により海津市初議会が開催された。議長、副議長の選挙と常任委員の選任が行われ、新市議会の構成が決定した。上程された議案は、市長職務執行者が3月28日に専決処分した案件と議員提出議案であり、いずれも承認、可決された。

（1）海津市議会議員

（敬称略）

議席	氏名	常任委員	議席	氏名	常任委員
1	大橋 孝義	文教福祉常任委員	21	伊藤 善朗	文教福祉常任副委員長
2	小野島 敏夫	総務常任委員	22	田中 良和	産業建設常任副委員長
3	福井 恭平	文教福祉常任委員	23	村山 龍平	総務常任委員
4	田中 繁一	産業建設常任委員	24	西脇 弘	産業建設常任委員
5	服部 寿	産業建設常任委員	25	朝日奈 洋子	文教福祉常任委員
6	永田 武秀	産業建設常任委員	26	西脇 利幸	文教福祉常任委員
7	堀田 みつ子	文教福祉常任委員	27	伊藤 仁夫	産業建設常任委員長
8	丹羽 恒夫	産業建設常任委員	28	赤尾 俊春	産業建設常任委員
9	近藤 輝明	文教福祉常任委員	29	星野 勇生	総務常任委員
10	平井 肇	総務常任委員長	30	神田 長平	文教福祉常任委員長
11	田中 正	総務常任委員	31	松岡 光義	文教福祉常任委員
12	中島 聖次	総務常任委員	32	安立 安正	産業建設常任委員
13	川瀬 厚美	文教福祉常任委員	33	森 昇	総務常任委員
14	西脇 幸雄	総務常任委員	34	藤田 敏彦	産業建設常任委員
15	古川 正和	産業建設常任委員	35	山田 勝	文教福祉常任委員
16	小山 豊	総務常任委員	36	大橋 直治	文教福祉常任委員
17	渡辺 光明	総務常任委員	37	野村 治彦	産業建設常任委員
18	水谷 捨巳	産業建設常任委員	38	水谷 武博	総務常任委員
19	倉田 正美	総務常任副委員長	39	古川 一十四	総務常任委員
20	水谷 守男	文教福祉常任委員			

（平成17年3月28日現在）

(2) 議事日程等

議 事 日 程

平成17年4月11日
午 前 9 時 開 議

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 発議第1号 海津市議会会議規則の制定について
- 日程第7 発議第2号 海津市議会事務局設置条例の制定について
- 日程第8 発議第3号 海津市議会委員会条例の制定について
- 日程第9 発議第4号 海津市議会傍聴規則の制定について
- 日程第10 発議第5号 海津市議会広報の発行に関する条例の制定について
- 日程第11 発議第6号 地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決
処分事項について
- 日程第12 副議長の選挙
- 日程第13 常任委員の選任について
- 日程第14 議会運営委員の選任について
- 日程第15 南濃衛生施設利用事務組合議員の選挙について
- 日程第16 海津市農業委員会委員の推薦について
- 日程第17 発議第7号 下水道対策特別委員会の設置について
- 日程第18 発議第8号 津屋川改修推進特別委員会の設置について
- 日程第19 下水道対策特別委員会委員の選任について
- 日程第20 津屋川改修推進特別委員会委員の選任について

議 事 日 程

平成17年4月12日
午 前 9 時 開 議

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 報告第1号 | 専決処分の承認を求めることについて
(海津市役所の位置を定める条例ほか150件) |
| 日程第3 | 報告第2号 | 専決処分の承認を求めることについて
(証明書の交付等の事務委託について) |
| 日程第4 | 報告第3号 | 専決処分の承認を求めることについて
(大垣地域広域市町村圏協議会加入について) |
| 日程第5 | 報告第4号 | 専決処分の承認を求めることについて
(南濃衛生施設利用事務組合理約の一部を改正する
規約について) |
| 日程第6 | 報告第5号 | 専決処分の承認を求めることについて
(海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会加入に
ついて) |
| 日程第7 | 報告第6号 | 専決処分の承認を求めることについて
(指定金融機関等の指定について) |
| 日程第8 | 報告第7号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度海津市一般会計暫定予算ほか16件) |
| 日程第9 | 報告第8号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度海津市一般会計暫定予算ほか19件) |
| 日程第10 | 報告第9号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約に
ついて) |
| 日程第11 | 報告第10号 | 専決処分の承認を求めることについて
(海津市税条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第12 | 報告第11号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数について) |
| 日程第13 | 報告第12号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別
会計暫定補正予算 第1回) |
| 追加日程第1 | 議案第1号 | 平成17年度海津市一般会計暫定補正予算(第1回) |

議 事 日 程

平成17年4月13日
午 前 9 時 開 議

- | | | |
|-------|-------------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 海津市農業委員会委員の推薦について | |
| 日程第3 | 報告第1号 | 専決処分の承認を求めることについて
(海津市役所の位置を定める条例ほか150件) |
| 日程第4 | 報告第2号 | 専決処分の承認を求めることについて
(証明書の交付等の事務委託について) |
| 日程第5 | 報告第3号 | 専決処分の承認を求めることについて
(大垣地域広域市町村圏協議会加入について) |
| 日程第6 | 報告第4号 | 専決処分の承認を求めることについて
(南濃衛生施設利用事務組合理約の一部を改正する
規約について) |
| 日程第7 | 報告第5号 | 専決処分の承認を求めることについて
(海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会加入
について) |
| 日程第8 | 報告第6号 | 専決処分の承認を求めることについて
(指定金融機関等の指定について) |
| 日程第9 | 報告第7号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度海津市一般会計暫定予算ほか16件) |
| 日程第10 | 報告第8号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度海津市一般会計暫定予算ほか19件) |
| 日程第11 | 報告第9号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約
について) |
| 日程第12 | 報告第10号 | 専決処分の承認を求めることについて
(海津市税条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第13 | 報告第11号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数について) |
| 日程第14 | 報告第12号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別
会計暫定補正予算 第1回) |
| 日程第15 | 議案第1号 | 平成17年度海津市一般会計暫定補正予算 (第1回) |

○専決処分をした条例

海津市役所の位置を定める条例など151件の条例の専決処分について

- | | |
|--------|------------------------------|
| 条例第1号 | 海津市役所の位置を定める条例 |
| 条例第2号 | 海津市の休日を定める条例 |
| 条例第3号 | 海津市公告式条例 |
| 条例第4号 | 海津市名誉市民条例 |
| 条例第5号 | 海津市議会定例会条例 |
| 条例第6号 | 海津市内部組織設置条例 |
| 条例第7号 | 海津市支所設置条例 |
| 条例第8号 | 海津市自主運行バス設置条例 |
| 条例第9号 | 政治倫理の確立のための海津市長の資産等の公開に関する条例 |
| 条例第10号 | 海津市情報公開条例 |
| 条例第11号 | 海津市個人情報保護条例 |
| 条例第12号 | 海津市行政手続条例 |
| 条例第13号 | 海津市印鑑条例 |
| 条例第14号 | 海津市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例 |
| 条例第15号 | 海津市多目的集会施設・農業研修施設等条例 |
| 条例第16号 | 海津市防災会議条例 |
| 条例第17号 | 海津市災害対策本部条例 |
| 条例第18号 | 海津市地域防災センター条例 |
| 条例第19号 | 海津市南濃中部防災コミュニティセンター条例 |
| 条例第20号 | 海津市交通安全対策会議条例 |
| 条例第21号 | 海津市生活安全条例 |
| 条例第22号 | 海津市ポスター掲示場の設置に関する条例 |
| 条例第23号 | 海津市監査委員条例 |
| 条例第24号 | 海津市公平委員会設置条例 |
| 条例第25号 | 海津市固定資産評価審査委員会条例 |
| 条例第26号 | 海津市総合開発計画審議会条例 |
| 条例第27号 | 海津市職員定数条例 |
| 条例第28号 | 海津市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例 |
| 条例第29号 | 海津市職員の分限に関する条例 |
| 条例第30号 | 海津市職員の定年等に関する条例 |
| 条例第31号 | 海津市職員の再任用に関する条例 |
| 条例第32号 | 海津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 |
| 条例第33号 | 海津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 |
| 条例第34号 | 海津市職員のサービスの宣誓に関する条例 |
| 条例第35号 | 海津市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 |

条例第 3 6 号	海津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
条例第 3 7 号	海津市職員の育児休業等に関する条例
条例第 3 8 号	海津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
条例第 3 9 号	海津市役所職員互助会設置に関する条例
条例第 4 0 号	海津市職員団体の登録に関する条例
条例第 4 1 号	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
条例第 4 2 号	海津市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
条例第 4 3 号	海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
条例第 4 4 号	海津市特別職報酬等審議会条例
条例第 4 5 号	海津市介護老人保健施設サンリバーはつらつ施設長の報酬その他の勤務条件に関する条例
条例第 4 6 号	海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例
条例第 4 7 号	海津市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例
条例第 4 8 号	海津市職員の給与に関する条例
条例第 4 9 号	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例
条例第 5 0 号	海津市職員の特殊勤務手当に関する条例
条例第 5 1 号	海津市職員等の旅費に関する条例
条例第 5 2 号	海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
条例第 5 3 号	海津市財政状況の作成及び公表に関する条例
条例第 5 4 号	海津市特別会計条例
条例第 5 5 号	海津市税条例
条例第 5 6 号	農村地域工業等導入促進法に係る海津市固定資産税の特例に関する条例
条例第 5 7 号	中部圏都市開発区域の指定に伴う海津市固定資産税の不均一課税に関する条例
条例第 5 8 号	海津市国民健康保険税条例
条例第 5 9 号	海津市分担金徴収条例
条例第 6 0 号	海津市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例
条例第 6 1 号	海津市手数料徴収条例
条例第 6 2 号	海津市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分執行条例
条例第 6 3 号	海津市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
条例第 6 4 号	海津市基金条例
条例第 6 5 号	海津市駒野奥条入会財産区管理会条例
条例第 6 6 号	海津市駒野奥条入会財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例
条例第 6 7 号	海津市駒野奥条入会財産区基金条例
条例第 6 8 号	海津市羽沢財産区管理会条例
条例第 6 9 号	海津市教育研究所条例

- 条例第70号 海津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
- 条例第71号 海津市教育職員の服務の宣誓に関する条例
- 条例第72号 海津市教職員住宅条例
- 条例第73号 海津市立小学校及び中学校設置条例
- 条例第74号 海津市立学校施設使用条例
- 条例第75号 海津市立小学校及び中学校就学区域審議会条例
- 条例第76号 海津市立幼稚園条例
- 条例第77号 海津市学校給食センター条例
- 条例第78号 海津市社会教育委員条例
- 条例第79号 海津市公民館条例
- 条例第80号 海津市図書館条例
- 条例第81号 海津市歴史民俗資料館条例
- 条例第82号 海津市生涯学習センター条例
- 条例第83号 海津市文化会館条例
- 条例第84号 海津市働く女性の家条例
- 条例第85号 海津市勤労青少年ホーム条例
- 条例第86号 海津市青少年問題協議会条例
- 条例第87号 海津市体育施設条例
- 条例第88号 海津市文化財保護条例
- 条例第89号 海津市福祉事務所設置条例
- 条例第90号 海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例
- 条例第91号 海津市社会福祉法人の助成の手続に関する条例
- 条例第92号 海津市福祉医療費助成に関する条例
- 条例第93号 海津市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 条例第94号 海津市子宝祝金支給に関する条例
- 条例第95号 海津市立保育所条例
- 条例第96号 海津市保育の実施に関する条例
- 条例第97号 海津市留守家庭児童教室条例
- 条例第98号 海津市父子手当支給条例
- 条例第99号 海津市老人福祉施設条例
- 条例第100号 海津市海津総合福祉会館条例
- 条例第101号 海津市平田総合福祉会館条例
- 条例第102号 海津市南濃総合福祉会館ゆとりの森条例
- 条例第103号 海津市心身障害者小規模授産所条例
- 条例第104号 海津市障害児通園訓練施設条例
- 条例第105号 海津市国民健康保険条例

- 条例第106号 海津市介護保険条例
- 条例第107号 海津市介護保険施設使用料条例
- 条例第108号 海津市介護老人保健施設等条例
- 条例第109号 海津市特別養護老人ホーム等条例
- 条例第110号 海津市保健センター条例
- 条例第111号 海津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 条例第112号 海津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
- 条例第113号 海津市ポイ捨て等防止条例
- 条例第114号 海津市環境審議会条例
- 条例第115号 海津市斎苑条例
- 条例第116号 海津市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例
- 条例第117号 海津市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例
- 条例第118号 海津市農村環境改善センター条例
- 条例第119号 海津市道の駅（地域食材供給施設等）条例
- 条例第120号 海津市道の駅月見の里 南濃条例
- 条例第121号 海津市月見の森条例
- 条例第122号 海津市火入れに関する条例
- 条例第123号 海津市南濃温泉施設条例
- 条例第124号 海津市道路占用料徴収条例
- 条例第125号 海津市河川占用料等徴収条例
- 条例第126号 大樽川堤防敷地占用条例
- 条例第127号 海津市法定外公共物管理条例
- 条例第128号 海津市羽根谷だんだん公園条例
- 条例第129号 海津市都市計画審議会条例
- 条例第130号 海津市都市公園条例
- 条例第131号 海津市市営住宅条例
- 条例第132号 海津市特定公共賃貸住宅条例
- 条例第133号 海津市モーテル類似旅館建築等の規制に関する条例
- 条例第134号 海津市下水道条例
- 条例第135号 海津市下水道事業受益者負担金に関する条例
- 条例第136号 海津市農業集落排水処理施設条例
- 条例第137号 海津市農業集落排水事業分担金徴収条例
- 条例第138号 海津市水道事業の設置等に関する条例
- 条例第139号 海津市水道事業給水条例
- 条例第140号 海津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

- 条例第141号 海津市簡易水道事業給水条例
- 条例第142号 海津市簡易水道事業分担金徴収条例
- 条例第143号 海津市消防本部及び消防署設置条例
- 条例第144号 海津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例
- 条例第145号 海津市火災予防条例
- 条例第146号 海津市消防団の設置等に関する条例
- 条例第147号 海津市消防団員等公務災害補償条例
- 条例第148号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- 条例第149号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
- 条例第150号 海津市水防団条例
- 条例第151号 海津市水防協議会条例

●平成17年度一般会計歳入歳出暫定予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 市税		3,456,107
	1. 市民税	1,318,915
	2. 固定資産税	1,865,317
	3. 軽自動車税	63,805
	4. 市たばこ税	198,670
	5. 入湯税	9,400
2. 地方譲与税		71,010
	1. 所得譲与税	10
	2. 自動車重量譲与税	53,000
	3. 地方道路譲与税	18,000
3. 利子割交付金		10
	1. 利子割交付金	10
4. 配当割交付金		10
	1. 配当割交付金	10
5. 株式等譲渡所得割交付金		20
	1. 株式等譲渡所得割交付金	20
6. 地方消費税交付金		117,000
	1. 地方消費税交付金	117,000
7. 自動車取得税交付金		49,000
	1. 自動車取得税交付金	49,000

8. 地方特例交付金		59,000
	1. 地方特例交付金	59,000
9. 地方交付税		1,795,000
	1. 地方交付税	1,795,000
10. 交通安全対策特別交付金		10
	1. 交通安全対策特別交付金	10
11. 分担金及び負担金		111,846
	1. 分担金	4,507
	2. 負担金	107,339
12. 使用料及び手数料		175,635
	1. 使用料	112,521
	2. 手数料	63,114
13. 国庫支出金		262,967
	1. 国庫負担金	152,917
	2. 国庫補助金	73,908
	3. 国庫委託金	36,142
14. 県支出金		506,572
	1. 県負担金	44,649
	2. 県補助金	384,663
	3. 県委託金	77,260
15. 財産収入		13,242
	1. 財産運用収入	13,212
	2. 財産売払収入	30
16. 寄附金		70
	1. 寄附金	70
17. 繰入金		165,510
	1. 特別会計繰入金	10
	2. 基金繰入金	165,500
18. 繰越金		500,000
	1. 繰越金	500,000
19. 諸収入		339,491
	1. 延滞金、加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	10
	3. 貸付金元利収入	40,717
	4. 受託事業収入	7,079
	5. 雑入	291,675
20. 市債		37,500
	1. 市債	37,500
歳 入 合 計		7,660,000

歳出

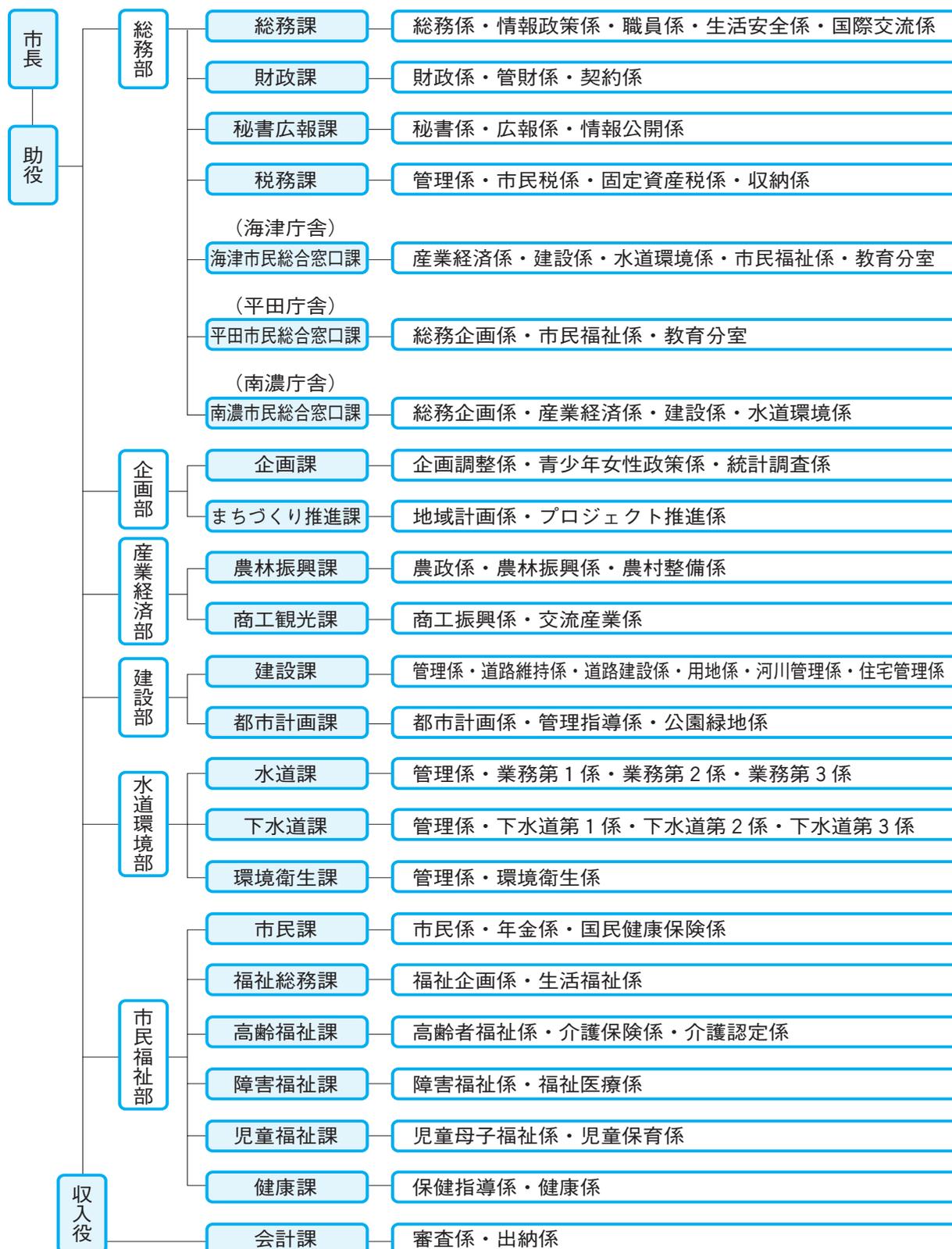
(単位：千円)

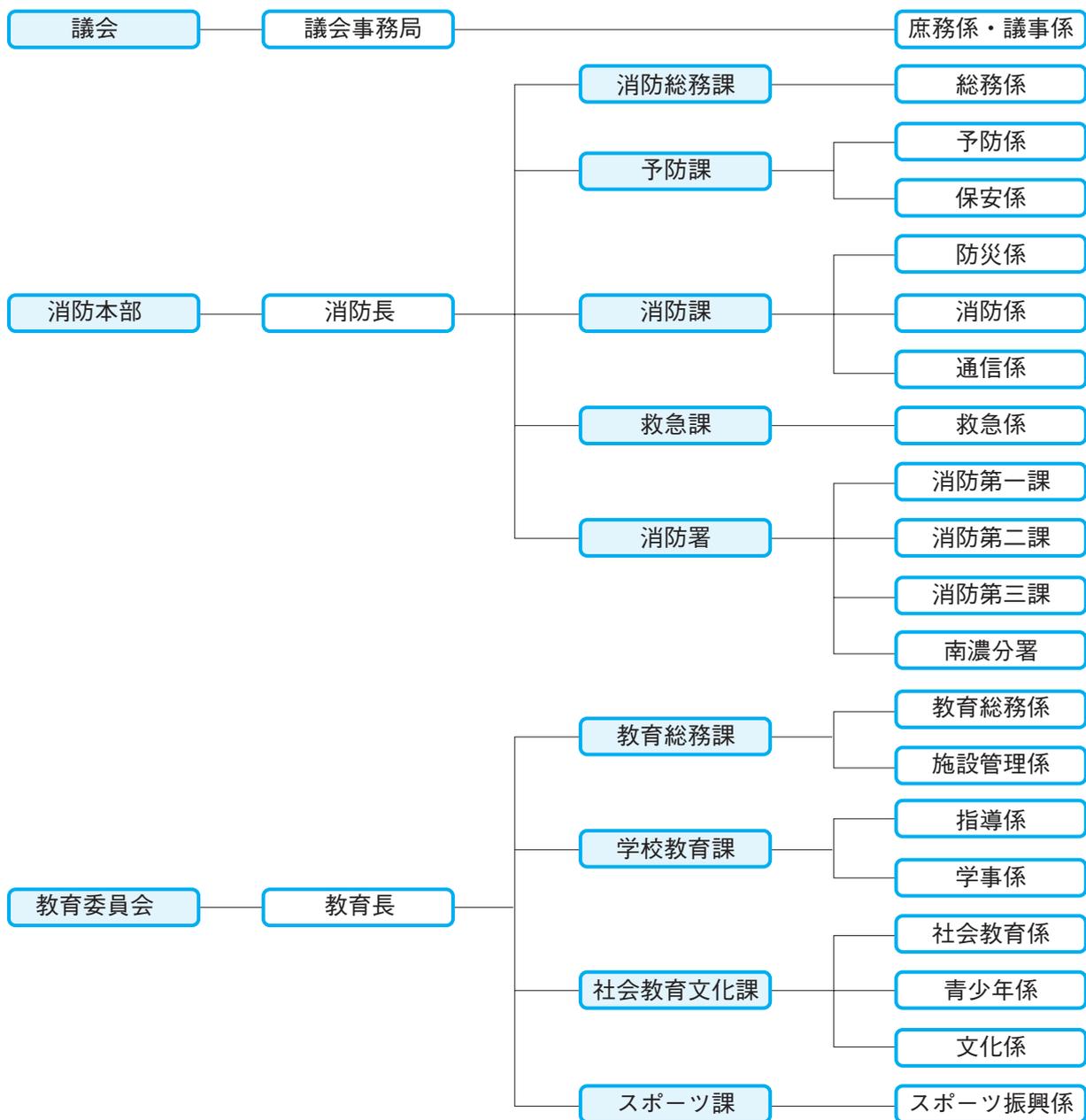
款	項	金額
1. 議会費		84,659
	1. 議会費	84,659
2. 総務費		1,203,589
	1. 総務管理費	951,993
	2. 徴税費	172,709
	3. 戸籍住民基本台帳費	32,132
	4. 選挙費	38,328
	5. 統計調査費	1,756
	6. 監査委員費	6,671
3. 民生費		1,182,445
	1. 社会福祉費	592,234
	2. 児童福祉費	580,727
	3. 生活保護費	9,166
	4. 災害救助費	318
4. 衛生費		863,565
	1. 保健衛生費	281,448
	2. 清掃費	582,117
5. 労働費		17,798
	1. 労働諸費	17,798
6. 農林水産業費		869,121
	1. 農業費	808,124
	2. 林業費	60,997
7. 商工費		170,820
	1. 商工費	170,820
8. 土木費		533,682
	1. 土木管理費	54,477
	2. 道路橋梁費	196,670
	3. 河川費	111,306
	4. 都市計画費	168,527
	5. 住宅費	2,702
9. 消防費		532,781
	1. 消防費	532,781
10. 教育費		1,358,845
	1. 教育総務費	99,450
	2. 小学校費	252,871
	3. 中学校費	178,613
	4. 幼稚園費	112,227

	5. 社会教育費	314,726
	6. 保健体育費	400,958
11. 災害復旧費		30
	1. 農林水産業施設災害復旧費	10
	2. 公共土木施設災害復旧費	10
	3. その他公共・公用施設災害復旧費	10
12. 公債費		20
	1. 公債費	20
13. 諸支出金		812,645
	1. 基金費	70
	2. 特別会計費	812,575
14. 予備費		30,000
	1. 予備費	30,000
歳 出	合 計	7,660,000

4. 行政組織及び各庁舎の案内

(1) 海津市行政組織





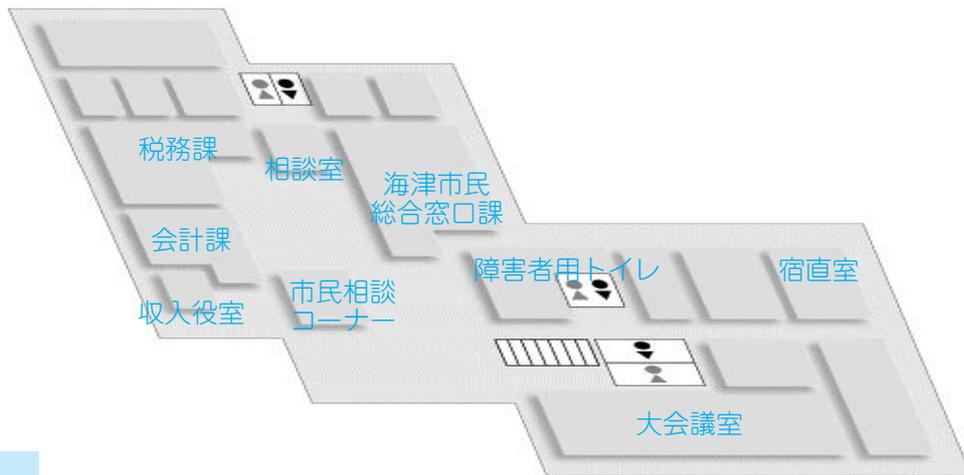
(2) 各庁舎の案内

海津庁舎

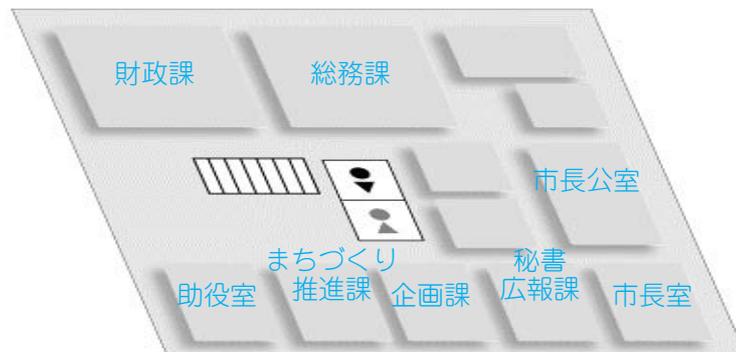


〒503-0695
岐阜県海津市海津町高須515
TEL 0584-53-1111
FAX 0584-53-2170

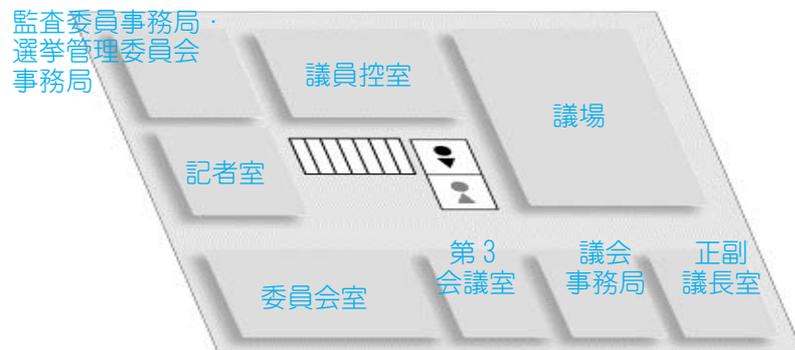
1階



2階



3階

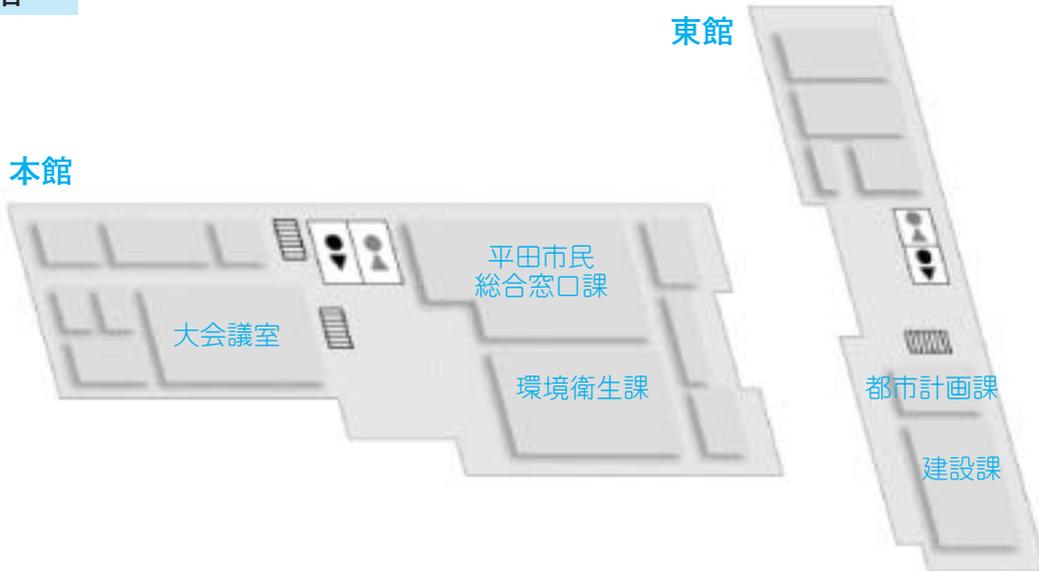


平田庁舎

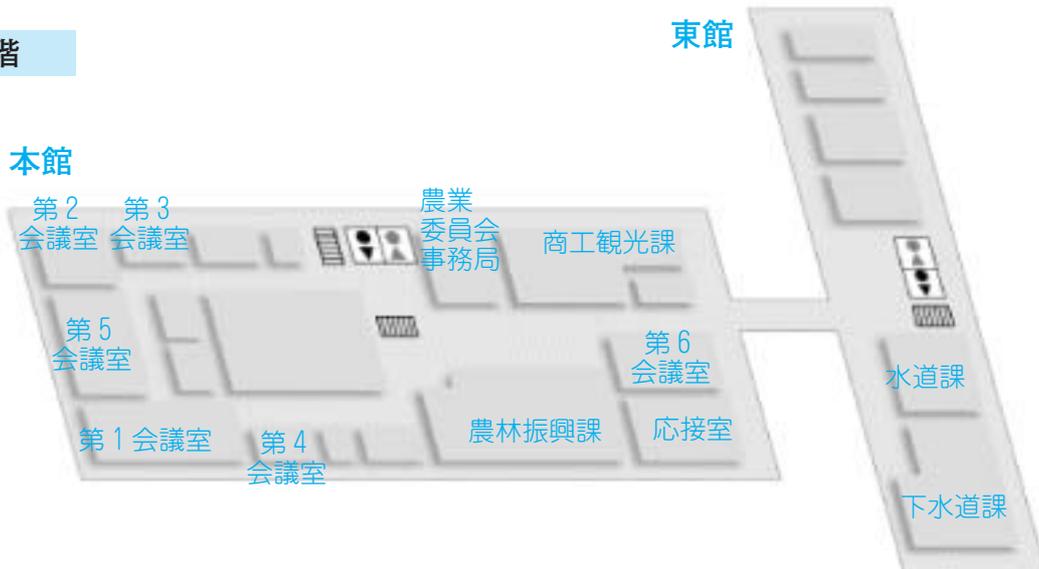


〒503-0392
 岐阜県海津市平田町今尾557
 TEL 0584-66-2411
 FAX 0584-66-4140

1階



2階



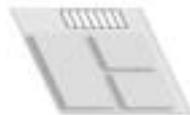
南濃庁舎



〒503-0495
 岐阜県海津市南濃町駒野奥条
 入会地99-2
 TEL 0584-55-0111
 FAX 0584-55-0340

B 1 階

本館



1 階

本館



新館



2 階

本館



新館



3 階

新館



4 階

新館



第 5 章

資 料

合併協定書

平成16年9月10日

海津町

平田町

南濃町

1 合併の方式

海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年（2005年）3月28日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「海津市」とする。

4 新市の事務所の位置

- (1) 当分の間、現3町の庁舎を海津庁舎、平田庁舎及び南濃庁舎とし、各庁舎に、住民の利便及び組織運営の合理化という点に配慮して、総合支所的な機能を持たせる。また、この間の事務所の位置は、海津庁舎の所在地（現海津町高須515番地）とする。
- (2) 統合庁舎については、新市において検討する。この場合において、統合庁舎の位置（新たな事務所の位置）については、安全性（地盤の強固さ、自然災害被害の危険度の低さ）を第一義として、利便性（鉄道、高速道路、国道、その他主要道路へのアクセス、付近への人口の集中度、他の公共機関利用への利便）、経済性（建設経費、管理経費）等を必須条件とし、住民の意向も含め、客観的、専門的に最適地を選定する。
- (3) 現南濃町の支所は、現行のとおりとし、統合庁舎移行後は、存続の方向でそのあり方を検討する。

5 財産及び債務の取扱い

3町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

新市における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 新市の議会の議員の定数は、20人とする。
- ② 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後6月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1

項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(2) 選挙による委員の定数は30人とし、選挙区については3選挙区とする。

8 地方税の取扱い（国民健康保険税を除く。）

(1) 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、特別土地保有税及び入湯税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(2) 鉱産税については、廃止する。

(3) 入湯税については、減免措置について調整し、南濃町の例により新市に引き継ぐものとする。

(4) 個人町民税の納期については、海津町及び平田町の例により調整するものとする。

(5) 固定資産税の納期については、5月、7月、11月及び翌年2月で調整するものとする。また、農村地域工業等導入促進法に係る特例及び中部圏開発整備法の規定による不均一課税は、平田町及び南濃町の例により調整する。

(6) 個人町民税及び固定資産税に係る前納報奨金制度については、当面存続し、報奨金の額等は合併時までに見直す。

9 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 海津町、平田町及び南濃町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(2) 海津郡消防組合、海津郡サンリバー広域連合及び高須輪中衛生施設利用組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(3) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化につとめるものとする。

(4) 職員の任免等については、人事管理の適正化の観点から、合併時に統一を図る。

(5) 給与については、給与の適正化の観点から、合併時まで調整し統一を図る。

なお、合併時、現職員について現給を保障するとともに、合併後、給料の格差是正を行う。

10 特別職等の身分の取扱い

(1) 新市の職務執行者については、3町の長が別に協議して定める。

(2) 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令等の定めがある場合は、その規定を適用する。なお、法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。

(3) 教育長を含む特別職の職員の報酬等については、当面3町の例により調整し、新市において類似団体の特別職の職員の報酬等を参考にして定める。

1.1 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、統一を図り新市における次の区分により整備するものとする。

- ① 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
- ② 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- ③ 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

1.2 事務機構及び組織の取扱い

新市における事務機構及び組織については、新市建設計画等との整合性を図りながら次の「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。

「新市における組織・機構の整備方針」

- ① 市民が利用しやすく、市民の声が適正に反映することができる組織・機構
- ② 市民サービスが現行より低下しないよう配慮した組織・機構
- ③ 簡素で効率的及び指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- ④ 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

1.3 一部事務組合・広域連合等の取扱い

- (1) 海津郡の町で構成する一部事務組合及び広域連合については、合併の前日をもって当該組合及び広域連合を解散し、合併の日に全ての事務及び財産を新市に引き継ぐものとする。
- (2) その他の一部事務組合については、3町は合併の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (3) 大垣地域広域市町村圏協議会その他の協議会については、3町は合併の前日をもってこれらの協議会から脱退し、新市において合併の日に大垣地域広域市町村圏協議会その他必要と認められる協議会に加入する。
- (4) 大垣地域公平委員会においては、合併の前日をもって脱退し、新市において公平委員会を設置する。
- (5) 3町の土地開発公社については、合併の前日までに解散する。

1.4 使用料、手数料等の取扱い（上下水道使用料、公営住宅使用料を除く。）

- (1) 使用料については、同一又は類似する施設に係るものを除き、現行のとおりとする。同一又は類似する施設の使用料は、合併時又は合併後速やかに、可能な限り統一するものとする。この場合において、必要に応じて経過措置（激変緩和措置）を設ける。
- (2) 手数料については、受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決

定し、合併時に統一する。

1.5 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整につとめるものとする。

(1) 各町共通の団体について

- ① 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整につとめる。
- ② 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。
- ③ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整につとめる。

(2) 各町独自の団体について

原則として、現行のとおりとする。

1.6 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、新市において調整するものとする。

- ① 3町又は2町で同一又は同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- ② 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。
- ③ 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。

1.7 町・字の区域及び名称の取扱い

(1) 町・字の区域は、現行のとおりとする。

(2) 町・字の名称については、現行の町・字名の前に、3町名（海津町、平田町又は南濃町）を付ける。

1.8 慣行の取扱い

(1) 市章、市民憲章、市の花・木等については、新市において定めるものとする。

(2) 各種宣言については、新市において定めるものとする。

(3) 名誉市民制度については、新市において、平田町及び南濃町の例により調整する。

(4) 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。

1 9 消防団及び水防団の取扱い

消防団は、合併時に統合し、水防団は、新市に引き継ぐ。

なお、分団等の組織は当面現行のとおりとするが、新市において適正な組織体制について検討するものとする。

2 0 各種事務事業の取扱い

2 0 - 1 コミュニティ関係事業（自治組織）

自治組織を含め、依頼業務、財政的支援等について、合併時までにはできる限り統一し、新市に引き継ぐ。

2 0 - 2 広報公聴関係事業

- (1) 新市において、広報紙を発行する。なお、発行日、発行回数及び配布方法は、合併時までには調整する。
- (2) 新市において、ホームページを開設する。
- (3) その他の広報公聴関係事業については、新市において調整する。

2 0 - 3 姉妹都市・国際交流関係事業

交流事業については、平成17年度は引き続き実施し、平成18年度以降については新市において調整する。

2 0 - 4 人権対策事業

- (1) 人権・同和啓発等事業については、これまでの取組の経緯を踏まえ、新市においても引き続き推進する。
- (2) 男女共同参画事業については、新市において計画を策定する。

2 0 - 5 総合交通関係事業

- (1) 地方バス路線維持、スクールバス及び巡回バス等の公共交通機関の確保に関する事業については、当面現行の制度を新市に引き継ぎ、新市において運行経路等の調整をするものとし、料金は、合併時までには調整する。
- (2) その他総合交通関係については、新市において調整する。

2 0 - 6 国民健康保険事業

- (1) 国民健康保険税の税率については、合併時に調整する。
- (2) 国民健康保険税の賦課限度額、賦課期日については、現行のとおりとし、軽減割合に

については、南濃町の例による。

- (3) 国民健康保険税の納期については、南濃町の例による。ただし、12月については1日から20日までとする。
- (4) 保険給付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

20-7 環境対策事業

- (1) ごみの収集方法については、新市までに統一を図り、調整する。
- (2) 一般家庭用指定ごみ袋については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (3) 最終処分場については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- (4) 斎苑については、当分の間現有施設を存続し、現有施設の統合を含め施設のあり方について、合併時までに調整する。

20-8 保育事業

- (1) 保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 保育時間については、平日については現行どおりとし、土曜日は基本保育時間を午前8時から午前11時30分までとする。
- (3) 延長保育については、保育所の開設日に全ての保育所において実施し、保育時間を午前7時30分から午後7時までとし、費用は無料とする。
- (4) 一時保育については、南濃町の例により実施する。
- (5) 障害児保育については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 乳児保育については、生後1.5月から対象とする。
- (7) 保育料については、南濃町の保育料を基本に、新市発足時に統一する。

20-9 福祉関係事業

現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

20-10 健康づくり事業

- (1) 各種健（検）診については、南濃町の例により新市に引き継ぐものとする。
- (2) 海津郡医師会病院以外で、人間ドックを受けた人間ドック助成金については、海津町の例により新市に引き継ぐものとする。

20-11 農林水産関係事業

- (1) 新市において新たな農業振興地域整備計画を策定する。新計画を策定するまでの間は、現計画（農振農用地区域を含む。）を新市に引き継ぐ。
- (2) 農業近代化資金等利子補給については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(3) 地域農政推進対策事業については、引き続き実施する。ただし、当事業の促進体制については、新市において確立する。

(4) 林業関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

20-12 商工観光関係事業（イベント）

イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、運営方法等については、新市において調整するものとする。

20-13 上下水道事業

(1) 水道事業

① 加入金については、南濃町の例により、一律15,000円（消費税別途）とする。

② 使用料金については、海津町 基本料金1,400円/10^{m³} 超過料金140円/^{m³}
平田町 基本料金1,400円/10^{m³} 超過料金130円/^{m³}
南濃町 基本料金 950円/10^{m³} 超過料金100円/^{m³}

とし、合計額に消費税を加えたものとする。（10円未満切捨て）

上記使用料金については、合併3年後に適正な価格を定めて統一する。

③ 検針については、平田町の例により隔月検針とする。

④ 用途区分及び口径別については、廃止する。

⑤ 南濃町の簡易水道料金については、事業完了まで、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

(2) 下水道事業

① 受益者負担金及び納期については、現行どおり新市に引き継ぎ、事業完了後統一するものとする。公共枿を2個設置する場合及び世帯の取扱いについても同様とする。

② 3町の公共下水道及び平田町の農業集落排水の使用料金については、海津町の例による基本料金1,600円/10^{m³} 超過料金160円/^{m³} とし、合計額に消費税を加えたものとする。（10円未満切捨て）

③ 使用料の納期については、平田町の例により統一（隔月）するものとする。

④ 南濃町の農業集落排水使用料金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

20-14 建設関係事業

現行どおり新市に引き継ぎ、新市において新たな道路整備計画等を策定していくものとする。

20-15 学校教育事業（通学区域）

通学区域については、現行のとおりとする。ただし、合併後速やかに教育的・社会的状

況の変化に適切に対応し、通学区域の一部自由化を検討する。

20-16 社会教育事業

社会教育（社会体育）事業については、新市の一体性を確立するため、そのあり方について調整につとめる。

(1) 各町共通の事業について

- ① 新市の一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整につとめる。
- ② 関係機関の助言等に基づき進められている事業については、それらを踏まえそのあり方について協議していくものとする。
- ③ 統合に時間を要するものについては、将来の統合に向け検討を進める。

(2) 各町独自の事業について

当面現行のとおり継続していくものとする。

20-17 その他協議が必要な事業

(1) 指定金融機関等について

指定金融機関等については、合併時まで調整する。この場合において、信頼性の高い金融機関を指定し、複数金融機関等の期限付ローテーションは行わない。

(2) 電算システム

- ① 電算システムについては、可能な限り合併時まで統合する。
- ② 統合できないシステムについては、住民サービスの低下を招かないよう対処するものとする。
- ③ 新市において、地域情報化計画を構築するものとする。

21 新市建設計画に係る事項

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

縮 刷 版

新市まちづくり計画

光と風と水のふれあい庭園都市

新市建設計画・ダイジェスト版



海津郡3町合併協議会

新市まちづくり計画とは

新市まちづくり計画は、海津町、平田町及び南濃町が合併してできる新しい市のまちづくりの方向性を定めるものです。計画を進めることにより、海津郡3町の速やかな一体化をめざすとともに、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうというものです。

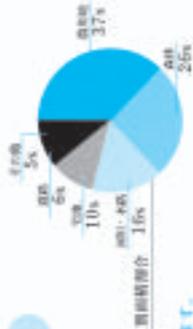


主要指標

面積

海津郡3町が合併してできる新市の面積は、1,127平方キロメートルとあります。

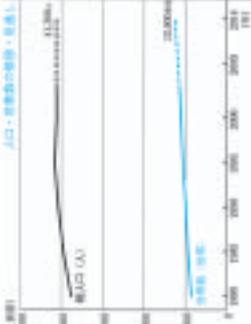
新市の総面積 **112km²** 海日間面積割合 16%



平成25(2014)年を計画の目標年としています。

人口

平成12(2000)年に掲げる総人口は41,204人であり、自然減りによるマイナスが、新たな出生率の向上、仮設団地の確保などによって増えたと見られるものとし、目標年における人口を41,300人と設定します。

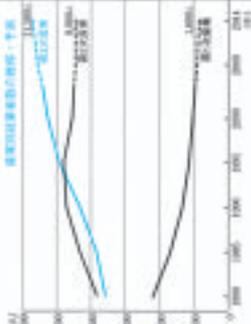


世帯数

人口の増加や単身高齢世帯の増加が予想されるため、目標年には15,000世帯になるものとする見込みです。

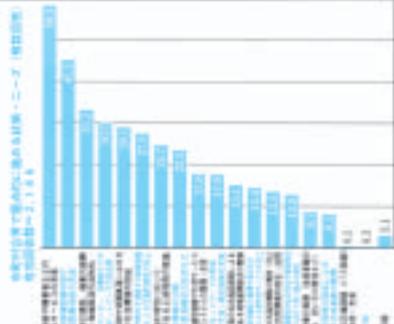
就業人口

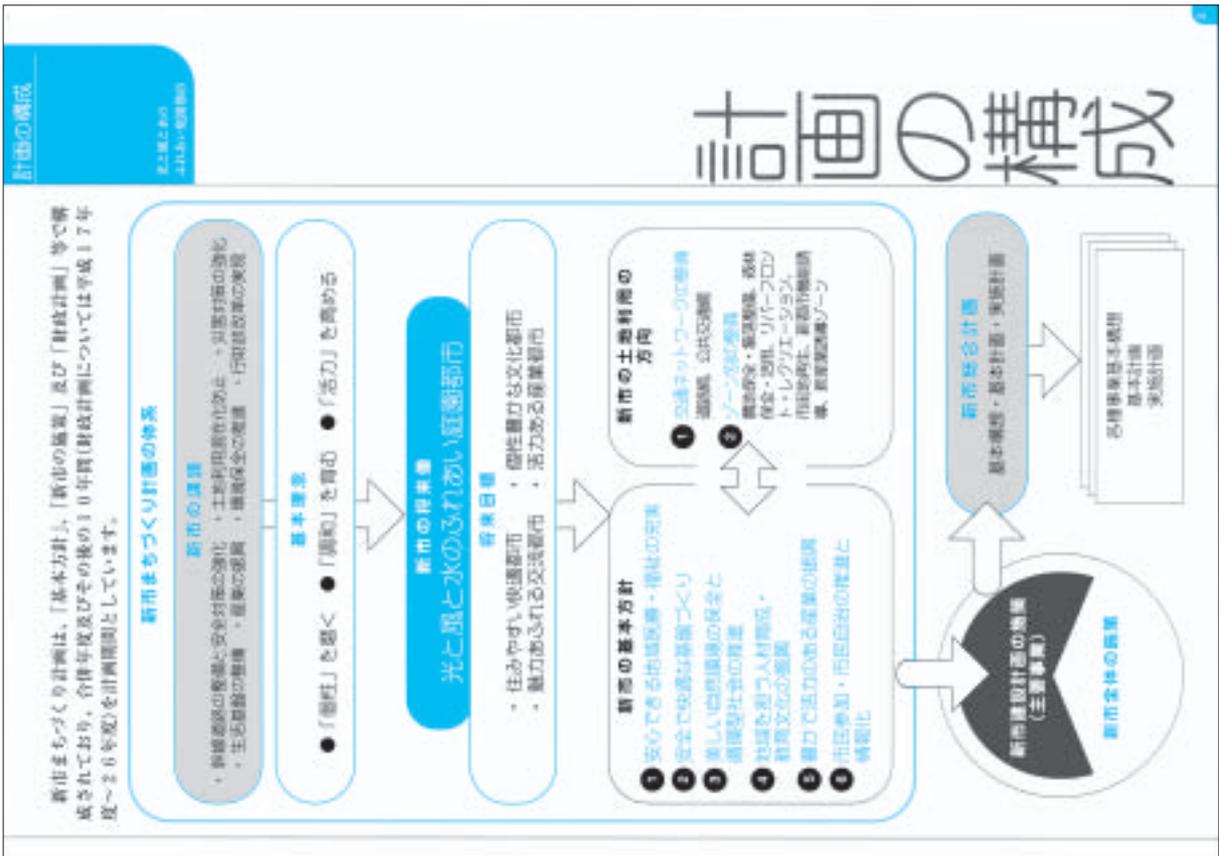
女性の社会進出、意識転換としての男性中心就業の傾向は増加傾向にあり、目標年における就業人口を21,000人と設定します。



まちづくりへの期待

海津郡社会福祉協議会(平成14年3月31日)まで設置されていた福祉センターが、平成14年3月1日から新しく開設したアクトプラザでは、行政のよりよい対応ができており、新しいまちづくりの期待は、こうした行政の発展として達成されています。





基本方針と主要施策

新市の将来像、目標を踏まえ、5年の柱からなる基本方針を定めました。基本方針と主要施策は次のとおりです。

1 安心できる地域医療・福祉の充実

- 1 保健・医療体制の充実
 - 急性期病院が病院を地域の中核施設として、市民優先の病院の運営体制を強化し、取付で体系的な医療提供が図れるようにします。
 - 救急医療体制の整備・充実につとめます。
- 2 健康づくりの推進
 - 保健センター機能の充実、健康増進施設を整備を回り、市民の健康増進、健康増進課の体制整備等を充実します。
- 3 子育て支援体制の充実
 - 乳幼児医療費減免制度の充実、保育所の充実、子育て支援センターの整備など、市民が子どもを安心してとまわすことができる環境整備、支援体制を充実します。
- 4 障害者(児)福祉の充実
 - 障害者施設の設置を通して、自主の支援、職業訓練、生活サービス展開、相談・指導体制の充実を図ります。
- 5 高齢者福祉の強化
 - 福祉づくり、福祉活動の強化、学習・交流機会の充実を図るとともに、特別養老ホーム、老人保健施設、老人福祉・促進施設、デイサービスセンターなどを整備します。なお、施設整備に当たっては、民間団体の導入も考慮します。
 - エニバーサルデザイン、主要道路での歩道設置を進め、高齢者が安心して外出できる環境整備を推進します。

【主要な事業】	
実施項目	主要事業
保健・医療体制の充実	地域医療体制の充実
健康づくりの推進	各種健康増進施設の充実 保育所整備事業 児童福祉施設整備事業
子育て支援体制の充実	乳幼児医療費減免制度の充実 認定こども園
障害者(児)福祉の充実	交流拠点の充実 特別養老ホーム整備事業 老人保健施設整備事業 老人福祉・促進施設整備事業 デイサービスセンター整備事業
高齢者福祉の強化	高齢者福祉サービスの充実

2 安全で快適な基盤づくり

- ① **広域幹線道路網の整備**
- 群馬県域自動車道の整備促進及びインターチェンジ等の設置、国道355号の全線4車線化を河川に架設しています。
 - 上水地方道、一般国道等の幹線道路の整備、小作・田舎村への整備、林業目への整備の推進を図り、特に林業圏に働きかけていきます。
- ② **生活道路の整備**
- 県道の拡充、県道別を越え生活道路の整備、維持・補修を進めます。
 - 交通弱者に配慮した歩道の設置、交差点改良等を進めます。
- ③ **防災対策、交通安全対策の充実**
- 入道りが多い交差点や危険箇所におけるカーブミラー、オーブミラー、道路標識等の設置や防犯カメラの設置、緊急車両の通行優先、歩行者優先の歩道などの交通安全施設及び防犯灯の設置等により、安全で安心して暮らせる市民生活を充実します。
- ④ **公共交通機関の充実**
- 高齢者等の輸送の促進、駅前・ホームの改善、県内民間バス事業者の自給、新設ルートの設定や運賃優待に要望しています。
 - 市内循環バス（コミュニティバス）、広域圏間バスの充実を図っていきます。
- ⑤ **農村・市街地環境整備の推進**
- 駅前広場区や集落防犯圏については、重点整備地区として整備のあり方について調査研究と協議して検討していきます。
 - 良好な景観の形成が期待されるよう広域圏間の環境整備を進化していきます。
 - 集落防犯圏や広域圏の整備、排水施設、広域圏の整備を図ります。
- ⑥ **河川・排水の強化**
- 群馬県東部排水局の合併促進の促進、水戸川、中川川、日除川、群馬川などの整備・修繕、市街地内排水施設の整備を図ります。
 - 排水施設の増設、維持管理の強化、その他の整備等を進めます。
- ⑦ **治山・砂防の強化**
- 森林の保全と維持管理を図ります。
 - 治山・砂防事業を推進します。
- ⑧ **上下水道の整備**
- 上水道施設：設備の整備、維持管理を徹底し、上水の安定供給を確保します。
 - 排水施設の上下水道への取り替えを進めます。
 - 下水道未整備区域については、下水道の整備を図るとともに自然排水の浄化の取組などにより、全庁下水道化を図ります。

9 防災対策の強化

- 地域防災力の向上を進め、自治体・市民など関係者の協力を活用し、防災体制の強化を図ります。
- 自治体の防災力の向上を進め、自治体・市民など関係者の協力を活用し、防災体制の強化を図ります。
- 自治体の防災力の向上を進め、自治体・市民など関係者の協力を活用し、防災体制の強化を図ります。
- 自治体の防災力の向上を進め、自治体・市民など関係者の協力を活用し、防災体制の強化を図ります。
- 自治体の防災力の向上を進め、自治体・市民など関係者の協力を活用し、防災体制の強化を図ります。

10 消防・救急体制の充実

- 消防団の強化、防火水栓、消火栓の整備、消防団体制の維持強化により、火災の予防力の強化を図ります。
- 自治体の消防力の向上を進め、自治体・市民など関係者の協力を活用し、防災体制の強化を図ります。
- 自治体の消防力の向上を進め、自治体・市民など関係者の協力を活用し、防災体制の強化を図ります。

11 公園・緑地の整備、緑化の推進等

- 国営公園・三井公園中央公園地区（水戸・三井公園センター、且良目センター、アヲワール水戸センター）、「長良川水辺公園」、「月見の森」等の整備を進めます。
- 樹木あふれる都市公園、防災機能等を付けた公園等の整備を図ります。
- 河川沿道や公共施設、駅前広場区等の緑地の整備を進めます。
- 市民が参加できる緑化推進事業、市民の協力を得ながら緑豊かなまちづくりを進めます。
- 公園の整備については、市民の意向等を踏まえて検討し、実施していきます。



3 美しい自然環境の保全と循環型社会の推進

① 自然共生の地域づくりの推進

- 河川・湖沼と協働して、自然性豊かに配慮した治水事業を進めます。
- 河川生態系、河川利用や周辺環境を注目した多目的治水として、自然環境の保全・再生に努めます。
- 農地・林の維持、社会林の保全につとめます。

② 省エネ・省資源対策の強化

- 風況やガスなどのエネルギー条件を踏まえて、自治体への普及を強化します。
- 風況・日照条件やハイブリッドカーなどの環境的優劣・普及を促します。
- ソーラーシェアリングの活用、風力発電の推進を図ります。

③ 循環型社会の推進

- 分別収集の徹底を図ります。
- リサイクル拠点の整備、生ごみ処理システムの改善を検討し、推進につとめます。
- 市民のまちの美化活動を高めます。
- 不燃ごみ燃焼施設の整備、施設での焼却処理事業の支援などを促進します。
- 環境教育を推進します。

【主要な事業】

実施項目	主要事業	備考
自然共生の地域づくりの推進	宮内川・越前川・河川改修事業（津田川、大立川）	河川整備計画
	河川・湖沼環境改善事業（山田川、大立川）	河川整備計画
省エネ・省資源対策の強化	森林整備事業	
	風力発電推進事業	
	太陽光発電推進事業	
	資源リサイクル運動推進事業	
循環型社会の推進	資源回収台場の整備	
	リサイクル推進協議会の検討・推進	
	生ごみ処理システムの見直し・推進	



【主要な事業】

実施項目	主要事業	備考
広域利便性向上の推進	道の駅整備事業	河川
	農産物直売場（本郷三川公園）	河川
	青年通商センター（北方多摩郡）	河川
	新津通商センター（宮八坂町）	河川
	新津通商センター（宮八坂町）	河川
	宮内川・越前川交通安全施設整備事業（岐阜県津田川）	河川
	河川・湖沼環境改善事業（津田川、大立川）	河川
	河川・湖沼環境改善事業（津田川、大立川）	河川
	河川・湖沼環境改善事業（津田川、大立川）	河川
	河川・湖沼環境改善事業（津田川、大立川）	河川
生活道路の整備	生活道路整備事業	河川
	河川・湖沼環境改善事業	河川
防災対策、交通安全対策の充実	交通安全施設整備事業（カーブミラー等）	河川
	防災対策事業	河川
公共交通機関の充実	河川・湖沼環境改善事業	河川
	河川・湖沼環境改善事業	河川
農業・作付地環境整備の推進	河川・湖沼環境改善事業	河川
	河川・湖沼環境改善事業	河川
河川・湖沼の強化	河川・湖沼環境改善事業	河川
	河川・湖沼環境改善事業	河川
湖沼・貯湖の強化	河川・湖沼環境改善事業	河川
	河川・湖沼環境改善事業	河川
上下水道の整備	河川・湖沼環境改善事業	河川
	河川・湖沼環境改善事業	河川
防災対策の強化	河川・湖沼環境改善事業	河川
	河川・湖沼環境改善事業	河川
消防・救急体制の充実	河川・湖沼環境改善事業	河川
	河川・湖沼環境改善事業	河川
公園・緑地の整備、緑地の機能性	河川・湖沼環境改善事業	河川
	河川・湖沼環境改善事業	河川

4 地域を担う人材育成・教育文化の振興

- ① 小中学校施設等の整備・充実**
 - 教育内容の充実、教育環境の向上、学級数等の拡充を図ります。
 - 地域の状況に応じた学校管理・運営体制の充実、校舎整備など教育環境の整備充実を図ります。
 - 児童・生徒の学習の場を確保し、通学手段の確保を図りながら、学級数等の増強を図ります。
 - 小中学校の高度遠隔授業システム構築を推進します。
- ② 生涯学習・文化拠点の整備**
 - 各種学習・講座の拡充や習字の奨励・養成を図ります。
 - 社会教育施設の整備、ネットワーク化を進めます。
 - 新設にあわせない種々の文化施設の整備を図ります。
 - 若い世代から芸術文化に関する機会を提供し、次世代の育成、文化継承・アートを推進します。
- ③ スポーツ施設ネットワークの整備**
 - 既存のスポーツ施設の整備・拡充を図ります。
 - 各種スポーツ・レクリエーション行事を積極的に開催します。
 - 総合型地域スポーツクラブの創設を推進します。
- ④ 国際交流・後力の推進**
 - 外国人増加による文化継承等の推進、多様な国際交流、協力事業を推進します。

【主要な事業】

実施項目	主要事業	備考
小中学校施設等の整備・充実	広域圏施設整備事業	
	小中学校施設整備事業	
	学芸図書センター整備事業	
	パソコン等教育設備・備品整備事業	
生涯学習・文化拠点の整備	社会教育施設整備事業	
	文化センター整備事業	
	図書館運営の充実事業	
	歴史公園等の整備	＊海浜
スポーツ施設ネットワークの整備	総合スポーツセンター整備事業	
	市民プール施設事業	
国際交流・協力の推進	小中学生海外交流事業	
	外国人講師招致事業	
	国際型地域交流事業	

5 豊かで活力のある産業の振興

- ① 都市近郊産業等の育成**
 - 本郡圏域における基盤整備を進めます。
 - 優良事業者の育成と中核的役割の高度化の育成、確保を図ります。
 - 施設開放、異業連携、業種などの組み合わせによる協働の推進を図ります。
 - 技術者の育成、有識者の育成、産業人材の確保及び本質的雇用のための下支那の整備を進めます。
 - 新鮮な農産物や畜産加工品を販売できる販売所の整備を進めます。
 - 適正な森林管理につとめることにより、習熟林取替の活用を推進します。
 - 河川環境の保全・再生、河川治水の整備・充実に努めます。
- ② 個性的な商業地の形成、商業圏への支援**
 - 商店街の活性化と連携して商店の近代化・合理化支援、若い世代の育成、商業者による共同事業の推進を支援します。
 - 産地振興活動等への新規出店を推進します。
- ③ 既存工業・起業家への支援**
 - 雇用調整の合理化・近代化を支援します。
 - コミュニティビジネスなど起業家への支援を進めます。
- ④ 観光資源の発掘とネットワークの形成**
 - 観光の祭やイベント、観光関係施設の能力向上を図ります。
 - 新たな観光拠点の創設・イベント開催、観光地の開発等と合わせて観光振興を図ります。
 - 観光の振興施設との連携を強化し、効果的な情報発信を図るとともに、観光力の向上を図ります。

【主要な事業】

実施項目	主要事業	備考
都市近郊産業等の育成	創設促進基金整備事業 (店舗・庫・下泊施設)	創設基金
	加工業振興奨励金整備事業 (清酒・海産物・干物)	創設基金
	専攻科連携型加工型加工事業 (産地)	創設基金
	産地近郊型加工型加工事業 (海産物・畜産)	創設基金
	農産物加工型加工事業	
	中核型整備事業	
	産地振興基金整備事業	
	商店街活性化支援事業	
	加工型店舗支援事業	
	新規事業者の支援・誘致	
創設促進基金の設置とPR展開		
創設イベント開催事業		

3. 海津郡3町合併協議会だより

縮 刷 版

海津郡3町合併協議会

だより

No. 5

編集・発行
合併協議会事務局
〒517-0000
和歌山県和歌山市日野町2-27 3F 3F101号室
TEL 0944-82-6115 FAX 0944-82-1130
http://www.seisaku.com/seisaku/



新市名は「ひらなみ市」

海津郡3町合併した新市に決める市名が「ひらなみ市」と決まりました。今月一日の協議会の中で決まりました。協議会は「二十五日十九日」協議会の最終的な決まりを正式に発表する予定です。協議会では「ひらなみ市」の名称を正式に決定しました。協議会では「ひらなみ市」の名称を正式に決定しました。協議会では「ひらなみ市」の名称を正式に決定しました。

(1) 2003.3.1 海津郡3町合併協議会だより

進む合併協議

「新市建設計画」などを確認

議決案

合併協議会

海津郡合併協議会は三月二十三日、和歌山県和歌山市日野町2-27の協議会室で開会しました。協議会の議決は次のとおりです。

協議事項

- 協議案十号
和歌山県日野町
三月二十六日(10日)の協議会出席者の意見書について協議事項となりま
- 協議案八号
協議会の開催について
「和歌山県日野町」の協議会出席者の意見書について協議事項となりま
- 協議案七号
協議会の開催について
「和歌山県日野町」の協議会出席者の意見書について協議事項となりま

「和歌山県日野町」の協議会出席者の意見書について協議事項となりま

「和歌山県日野町」の協議会出席者の意見書について協議事項となりま

「和歌山県日野町」の協議会出席者の意見書について協議事項となりま

- 協議案二十号
協議会の開催について
「和歌山県日野町」の協議会出席者の意見書について協議事項となりま
- 協議案二十一号
協議会の開催について
「和歌山県日野町」の協議会出席者の意見書について協議事項となりま
- 協議案二十二号
協議会の開催について
「和歌山県日野町」の協議会出席者の意見書について協議事項となりま

「和歌山県日野町」の協議会出席者の意見書について協議事項となりま

「和歌山県日野町」の協議会出席者の意見書について協議事項となりま

「和歌山県日野町」の協議会出席者の意見書について協議事項となりま

(2) 2003.3.1 海津郡3町合併協議会だより

議会の議員・農業委員会の委員

議員定数は二十人 農業委員会は三十人

このコーナーでは、選挙区三町を含む市と市外の選挙区にある選挙区に絞ってご紹介します。第三選挙区の市議員「選挙区の定数は定数及び任期の延長」です。『選挙区定数の定数及び任期の延長』です。

①選挙区の議員の定数及び任期の延長
市町村議会の議員の定数は、人口を基準として定められています。現在選挙区三町を含む市と市外の選挙区に絞ってご紹介します。第三選挙区の市議員「選挙区の定数は定数及び任期の延長」です。

は「二十人とする」とも定められており、全体の定数の一である選挙区の定数を確保する必要があると見なされています。市外の選挙区は定数及び任期の延長に関する規定が定められており、市外の選挙区は定数及び任期の延長に関する規定が定められています。

また、合併協議会では、選挙区定数の定数及び任期の延長に関する規定が定められています。第三選挙区の市議員「選挙区の定数は定数及び任期の延長」です。『選挙区定数の定数及び任期の延長』です。

また、市議の任期に関する規定も定められています。第三選挙区の市議員「選挙区の定数は定数及び任期の延長」です。『選挙区定数の定数及び任期の延長』です。

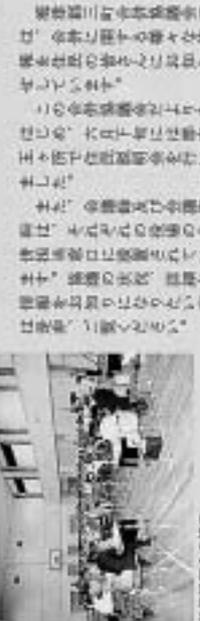
(3) 選挙区三町を含む市と市外の選挙区に絞ってご紹介します。

市と市外の選挙区に絞ってご紹介します。第三選挙区の市議員「選挙区の定数は定数及び任期の延長」です。『選挙区定数の定数及び任期の延長』です。

また、合併協議会では、選挙区定数の定数及び任期の延長に関する規定が定められています。第三選挙区の市議員「選挙区の定数は定数及び任期の延長」です。『選挙区定数の定数及び任期の延長』です。

インターネット (URL)
<http://www.nannou.com/~gappei/>

合併協議会に関する情報は



合併協議会に関する情報は、市町村のホームページや、合併協議会のウェブサイトなどで確認することができます。また、市町村の選挙管理委員会でも、選挙区定数の定数及び任期の延長に関する規定が定められています。

(4) 合併協議会に関する情報は、市町村のホームページや、合併協議会のウェブサイトなどで確認することができます。

新市の名前について

南津軽3町合併協議会では、昨年2月「ひらなみ」を新市の名称と協議しました。ところが、6月～7月、新市名称の再考を求める動きが起き、海津町長などからも要望が出されました。

合併協議会では、この問題を専門的に検討するため、協定事項調査検討小委員会を設置。現在、この報告を受けて、格別な協議が行われています。

第18回合併協議会（平成16年1月20日）までの経過をまとめました。

新市名称に係る現在までの経緯のおさらい

第2回合併協議会（平成14年11月 8日）

「一般公募により募集し、小委員会で選定方針を検討の上、候補を選定し、協議会で決定する。」ことが協議されました。

第2回新市名称候補選定小委員会（平成14年11月22日）

スケジュール、新市名称公募募集要領、募集専用ページについて小委員会案がまとめられました。

第3回合併協議会（平成14年12月 9日）

新市名称候補選定小委員会報告が行われ、町長より承認されました。

(3) 2004.2.1 南津軽3町合併協議会より

募集結果

○応募方法の概要
平成15年11月1日～平成16年1月8日にかけて募集を行い、1人1点限り早期応募は終了しホームページより応募できなくなりました。

○募集要領
①漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名称
②発音により誤字する旨の名称として読みふさわしいもの
（既出のものと同じ名称は採用されません。）
○選定方法
新市名の候補を選定する小委員会において、10候補以内を選定し、最終的に合併協議会で決定します。

全応募総数（2,559通）のうち、有効票2,403通、656種類でした。
応募状況等は、次のとおりです。

○応募別応募状況

応募地区	応募件数	割合(%)	年 齢	応募件数	割合(%)
海津町	1,123	46.8	9歳以下	107	4.3
平井町	272	11.3	10歳～19歳	444	18.5
南津町	776	32.3	20歳～29歳	184	7.7
小 浜	8,171	90.4	30歳～39歳	252	10.3
秋 内	109	4.5	40歳～49歳	279	11.6
その他	123	5.1	50歳～59歳	415	17.3
合 計	2,403	100.0	60歳～69歳	376	15.6
			70歳～79歳	212	8.9
			80歳以上	68	2.7
			不 明	65	2.7
			合 計	2,403	100.0

○男女別応募状況（不明を除く）

性別	応募件数	割合(%)
男	1,222	50.9
女	1,186	49.1

○100件以上応募があった新市の名前（あいうえお順）

応募名称	よみがな	応募件数	応募名称	よみがな	応募件数
かいづ	かいづ	17	高須	たかす	10
海津	かいづ	166	松水	らづい	57
かいづ	かいづ	125	国南	となん	15
松津	かいづ	511	なんのう	なんのう	10
南津平田	かいなんひらた	12	南渡	なんのう	103
水野三川	みぞさんせん	57	西美濃	にしみの	12
三川	さんせん	148	濃尾	のうび	40
山川	さんせん	10	ひなか	ひなか	13
新南津	しんなんいづ	12	平南海	ひらなみ	18
水郷	ずいごう	26	三川	みかわ	11
水郷	ずいと	10	美濃松津	みのかいづ	12
西海	さいかい	20	福中	ふちゅう	38
西渡	さいのう	16			

※詳しくは、南津軽3町合併協議会ホームページへ

2004.2.1 南津軽3町合併協議会より (4)

新市名称に「ひらなみ市」

新市名称の署名を減らした動き（平成15年6月～7月）

- 南栗町の住民グループが、4、406名の署名を出して請願書を議長に提出（原簿不提出）
- 滝津町の住民グループが、9、552名の署名を出して請願書を議長に提出（原簿提出）

次のとおり合併協議委員会に提出されました。

- ★南栗町の住民グループが、4、406名の署名を出して“新市名称「ひらなみ市」”の変更に関する対考方答申依頼書”を提出
- ★滝津町の住民グループが、“三町合併協議の新市名称を滝津市に変更”に関する再考方答申についての要望書”を提出
- ★西栗原町長個人が、要望書を出し
- ★南條：御島地区九州新入会が、“三町合併協議の新市名称を滝津市に変更”に関する請願書”を提出
- ★滝津町議会議員が、要望書を出し
- ★滝津町長が、要望書を出し

（参考：滝津町長からの要望書）

要 請 書

平栗は、行政統制に当たり、ご指摘、ご懸念を厚く厚くお礼申し上げます。とりわけ、現在議められております滝津町3町の合併協議につきましては、格別のご協力を頂いており、誠心より厚く感謝申し上げます。

さて、早速で恐縮ですが、去る7月3日滝津町の有志の方々から、更に7月14日には滝津町議から、滝津町3町合併協議会で決められた新市の名称決定に関する要望書が提出されました。御要望書は、先にお示しされた新市の名称「ひらなみ市」を滝津町3町の歴史、文化、地理等の特性を考慮し、夢と誇りを誇り、意欲がわく、更には公認等の成長も参考に、同意を反映した名称（具体的に滝津市）に再考願いたいという強い要望であります。

特に滝津町議会からの要望は、同日9、552人の町民の方々が滝津町議会に名称変更について御説かれ、議会で協議された結果、議決としては議案「ひらなみ市」という名称で了承されているもので、これら多くの滝津町の民意を最大限に尊重され、賛成多数で請願を採択された経過を踏まえたものであります。

このように、多くの町民からの御願い、まして滝津町議会からのご要望は、当然ながら町長としても町民の民意として強く受け止めなければなりません。

御いまして、現在、滝津町3町合併協議会では、所定の目的に向かって請願の事項が順次進められている中、また、私も委員として協議に参加させて頂いておりました定案から、このようなことを申し上げることは、誠に申し訳なく存じますが、新市名につきましては、これら多くの町民の御声をとお聴し頂き、是非再考願うべく、ここに滝津町長としてご要望を申し上げる次第であります。

滝津町3町合併協議会会長 櫻 山 善 郎
滝津町長 平 野 健 明
平成15年7月17日

第3回新市名称候補選定小委員会（平成15年 2月12日）

- 広く皆さんよりアイデア募集を行ったものであり、小委員会において候補選定に決めた候補選定の考え方に基づき、必ずしも応募の多いものが選定されているわけではございません。
- 漢字の名称とひらがなの名称は、それぞれ別のものとして扱われています。
- 新市の名称にふさわしいと考えられる名称として、85日間の申から次の8候補（10候補以内）を選定しました。

名称候補	ふりがな	応募者の主な理由
かっづ	かっづ	滝津郡だから、ひらがなは原則で子供から大人まで親しめる。
滝 津	かっづ	郡の名前であり、簡しやすけい、長い間使ってきた系統。
水野三川	みずのさんせん	全国にも知られ、国産公園もあってなごみやすけい。
三 川	さんせん	滝津郡は水野のまも、3町が三川のように1つになっただけ。
ゆ 水	もすい	旧水の大割きを考える、滝津郡の由来を顕彰し歴史に誇り。
なんのう	なんのう	美濃の南限の町、南限の南に位置している。
ひらた	ひらた	滝津郡「平田郡」の遺構を継ぎ、歴史にもひらたの歴史。
ひらなみ	ひらなみ	滝津、平田、南限の一字を取る、素らがっづひらがなとした。

第3回合併協議会（平成15年 2月24日）

- 委員それぞれが考え方を発表、活発な議論が交わされました。

★主な意見

- 賛成多数のものを採用すべき
- 賛成多数であれば、小委員会で協議を絞り込む必要などなかった
- 新市にふさわしい新しい名称とすべきではないか

- 議決は並行線をたどり、最終的には委員による投票となりました。
- 2日名の委員（うち1名の委員は兼務）により無記名方式で無記名投票が行われ、次のような結果となりました。

名称候補	票 数	名称候補	票 数
ひらなみ	13	市 水	0
滝 津	12	なんのう	0
かっづ	1	ひらた	0
水野三川	0	無 票	8
三 川	0	合 計	23

○投票の結果を受けて、委員全員で新市の名称は「ひらなみ市」とすることを確認されました。

新市建設計画について

なぜ？計画変更なの・・・

Q 新市建設計画とは、どのようならぬですか、なぜ変更しなければならぬのかですか。

A 新市建設計画は、市町村の合併に際し、新市建設の指針として位置づけられたものです。マスタープランとしての役割を果たすもので、また、この計画を基礎として、様々な施策や目標を打ち出されることとなります。

新市建設計画は、市町村の合併に際し、新市建設の指針として位置づけられたものです。マスタープランとしての役割を果たすもので、また、この計画を基礎として、様々な施策や目標を打ち出されることとなります。

において議論されているところですが、

しるしなど、様々な要素を考慮して、この計画を基礎として、様々な施策や目標を打ち出されることとなります。

また、合併協議が進展するにつれて、状況に応じて計画の見直しが必要となる場合があります。これは「計画の見直し」ではなく、「計画の変更」として行われるべきです。

「あらら、新市建設計画も変更されることになり、十年後という目標年次

も変更しなければならぬと、計画変更は当然のことです。

合併協議では、新市建設計画を策定した後も、状況に応じて見直しが必要となる場合があります。これは「計画の見直し」ではなく、「計画の変更」として行われるべきです。

「あら、新市建設計画も変更されることになり、十年後という目標年次

の予定はありますが、これは、計画の変更は当然のことです。合併協議では、新市建設計画を策定した後も、状況に応じて見直しが必要となる場合があります。これは「計画の見直し」ではなく、「計画の変更」として行われるべきです。

また、合併協議が進展するにつれて、状況に応じて計画の見直しが必要となる場合があります。これは「計画の見直し」ではなく、「計画の変更」として行われるべきです。



(3) 2016.4.1 新市建設計画協議会より

国おかし訪問

海津町の木
「松」



海津町の松は、町のシンボルとして、町民の愛護を受けています。また、松の葉は、町民の健康に貢献しています。松の葉は、町民の健康に貢献しています。松の葉は、町民の健康に貢献しています。

平田町の木
「ササキ」



平田町のササキは、町のシンボルとして、町民の愛護を受けています。また、ササキの葉は、町民の健康に貢献しています。ササキの葉は、町民の健康に貢献しています。

南郷町の木
「クマタ」



南郷町のクマタは、町のシンボルとして、町民の愛護を受けています。また、クマタの葉は、町民の健康に貢献しています。クマタの葉は、町民の健康に貢献しています。

編集後記

「人を愛く」といふことを、町民の健康に貢献しています。また、クマタの葉は、町民の健康に貢献しています。クマタの葉は、町民の健康に貢献しています。



新市建設協議会は、町民の健康に貢献しています。また、クマタの葉は、町民の健康に貢献しています。

(4) 2016.4.1 新市建設計画協議会より

海津郡3町合併協議会
だより
 No.20

2004年6月
 海津町・平井町・長原町

海津郡3町合併協議会 〒300-0202
 海津町新庁舎1階110号 電話090-464-1100
 TEL 090-464-1119 FAX 090-464-1108
 E-MAIL: WWW@3TOWN-CHOIJI.COM

五月雨を楽しむ

「見の森」たみかや良樹



「雨」は、昔も今も変わらず、
 降り注ぐ。自然の恵み、
 潤いをもたらす。季節は移り
 変わる。五月雨は、
 初夏の訪れを告げる。
 雨の音、雨の匂い、
 雨の姿。雨は、
 大地を潤し、
 草木を育て、
 生命を育む。
 雨は、
 心を洗う。
 雨は、
 希望をもたらす。
 雨は、
 未来を照らす。
 雨は、
 愛を伝える。
 雨は、
 命を繋ぐ。
 雨は、
 すべてを包み込む。
 雨は、
 すべてを癒す。
 雨は、
 すべてを愛する。
 雨は、
 すべてを救う。
 雨は、
 すべてを祝福する。
 雨は、
 すべてを祝福する……

(注) 2004.6.1 海津郡3町合併協議会より

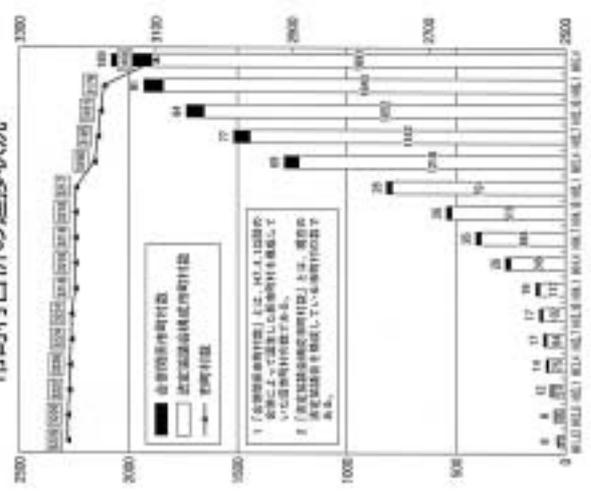
市町村数は二、一〇〇に

全国各地で進む市町村合併

このほど、海津町は、
 合併協議会の進展状況を
 調査しました。平成十六
 年四月二日現在、
 それによらず、平成十五
 年四月二日から三回、
 合議により四十一市町村が成
 立し、今年四月二日時点の
 市町村数は二、一〇〇と
 なっています。また、四月
 十五日にあらう二十人首町
 村合併協議会、こうしん自治
 村会合設立も、今後の合併
 村数は二、〇一七になると
 見えています。

一方、合併町村の公認を
 得た市町村合併協議会
 に進展しており、合併協同
 会の開成、平成十七年三月
 三十一日までに、市町村
 合意をのぞく場合は、併々
 発表するものと見られます。

市町村合併の進捗状況



数値の推移

四月二十日、海津町及び
 合併協議会において発表され
 れ、それと九議定からの政
 策が発表されました。
 海津郡3町合併協議会の
 発表は、次の通りです。
 (合併前)

- 海津町
- 水谷郡 (海津町)
- 大野郡 (海津町)
- 春日郡 (海津町)
- 山形郡 (海津町)
- 平井郡 (海津町)
- 長原郡 (海津町)
- 田中正 (海津町)



(注) 2004.6.1 海津郡3町合併協議会より

海津郡3町合併協議会だより (号外)

協議会で確認された合併協定項目

(平成16年8月23日現在)

<p>10 特別養育施設(号外)</p> <p>協議方針 (1) 養育施設の整備方針については、3町の養育施設に必要に応じて、施設を整備する。 (2) 特別養育施設は、特別養育施設法に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (3) 特別養育施設は、特別養育施設法に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (4) 特別養育施設は、特別養育施設法に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。</p>	<p>14 特別養育施設(号外)</p> <p>協議方針 (1) 特別養育施設は、特別養育施設法に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (2) 特別養育施設は、特別養育施設法に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (3) 特別養育施設は、特別養育施設法に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (4) 特別養育施設は、特別養育施設法に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。</p>
<p>11 養育、特別養育施設(号外)</p> <p>協議方針 (1) 養育施設の整備方針については、3町の養育施設に必要に応じて、施設を整備する。 (2) 特別養育施設は、特別養育施設法に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (3) 特別養育施設は、特別養育施設法に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (4) 特別養育施設は、特別養育施設法に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。</p>	<p>16 公共施設(号外)</p> <p>協議方針 (1) 公共施設の整備方針については、3町の公共施設に必要に応じて、施設を整備する。 (2) 公共施設の整備方針については、3町の公共施設に必要に応じて、施設を整備する。 (3) 公共施設の整備方針については、3町の公共施設に必要に応じて、施設を整備する。 (4) 公共施設の整備方針については、3町の公共施設に必要に応じて、施設を整備する。</p>
<p>12 単独機関及び自治体の関係(号外)</p> <p>協議方針 (1) 単独機関及び自治体の関係については、3町の単独機関及び自治体の関係に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (2) 単独機関及び自治体の関係については、3町の単独機関及び自治体の関係に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (3) 単独機関及び自治体の関係については、3町の単独機関及び自治体の関係に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (4) 単独機関及び自治体の関係については、3町の単独機関及び自治体の関係に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。</p>	<p>18 自治体間の関係(号外)</p> <p>協議方針 (1) 自治体間の関係については、3町の自治体間の関係に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (2) 自治体間の関係については、3町の自治体間の関係に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (3) 自治体間の関係については、3町の自治体間の関係に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (4) 自治体間の関係については、3町の自治体間の関係に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。</p>
<p>13 一般財団法人(号外)</p> <p>協議方針 (1) 一般財団法人の整備方針については、3町の一般財団法人の整備方針に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (2) 一般財団法人の整備方針については、3町の一般財団法人の整備方針に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (3) 一般財団法人の整備方針については、3町の一般財団法人の整備方針に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (4) 一般財団法人の整備方針については、3町の一般財団法人の整備方針に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。</p>	<p>17 第一号の協議項目(号外)</p> <p>協議方針 (1) 第一号の協議項目については、3町の第一号の協議項目に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (2) 第一号の協議項目については、3町の第一号の協議項目に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (3) 第一号の協議項目については、3町の第一号の協議項目に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。 (4) 第一号の協議項目については、3町の第一号の協議項目に基づき、その目的を達成するために必要となる施設を整備する。</p>

<p>1 合併の方式</p> <p>協議方針 海津郡海津市、海津市日野町及び日野町を合併し、その区域をもって新しい市を設置する。合併協定とする。</p>	<p>7 郡長選出議員の選挙区及び任期の範囲(号外)</p> <p>協議方針 (1) 郡長選出議員の選挙区は、海津市、海津市日野町及び日野町をそれぞれ1選挙区とし、各選挙区から1名を選出する。 (2) 郡長の任期は、平成17年(2005年)3月18日より。</p>
<p>2 合併の期日</p> <p>協議方針 合併の期日は、平成17年(2005年)3月18日とする。</p>	<p>8 地方自治の範囲(号外)</p> <p>協議方針 (1) 郡長選出議員の選挙区は、海津市、海津市日野町及び日野町をそれぞれ1選挙区とし、各選挙区から1名を選出する。 (2) 郡長の任期は、平成17年(2005年)3月18日より。</p>
<p>3 合併の名称</p> <p>協議方針 新市の名称は、「海津市」とする。</p>	<p>9 一般財団法人の身分の範囲(号外)</p> <p>協議方針 (1) 一般財団法人の身分については、海津市、海津市日野町及び日野町をそれぞれ1選挙区とし、各選挙区から1名を選出する。 (2) 一般財団法人の身分については、海津市、海津市日野町及び日野町をそれぞれ1選挙区とし、各選挙区から1名を選出する。</p>
<p>4 新市の事務管掌の位置</p> <p>協議方針 (1) 新市の事務管掌は、海津市日野町を管掌する。日野町庁舎を新市の庁舎とし、日野町庁舎を新市の庁舎とする。 (2) 新市の事務管掌は、海津市日野町を管掌する。日野町庁舎を新市の庁舎とし、日野町庁舎を新市の庁舎とする。</p>	<p>10 郡長の任期(号外)</p> <p>協議方針 (1) 郡長の任期は、平成17年(2005年)3月18日より。 (2) 郡長の任期は、平成17年(2005年)3月18日より。</p>
<p>5 制憲及び自治の範囲(号外)</p> <p>協議方針 (1) 制憲及び自治の範囲については、海津市、海津市日野町及び日野町をそれぞれ1選挙区とし、各選挙区から1名を選出する。 (2) 制憲及び自治の範囲については、海津市、海津市日野町及び日野町をそれぞれ1選挙区とし、各選挙区から1名を選出する。</p>	<p>11 郡長の任期(号外)</p> <p>協議方針 (1) 郡長の任期は、平成17年(2005年)3月18日より。 (2) 郡長の任期は、平成17年(2005年)3月18日より。</p>

特別職及び議員の報酬等定める

(単位：円)

自治体名 (人口2000)	市長		副市長		教育長		教育副長		議員		特別職	
	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額
海津町	15,894	190,728	960,000	11,520,000	465,500	5,586,000	-	-	250,000	3,000,000	-	228,000
平田町	8,000	96,000	540,000	6,480,000	270,000	3,240,000	-	-	240,000	2,880,000	-	200,000
海津市	37,534	450,408	940,000	11,280,000	528,000	6,336,000	-	-	280,000	3,360,000	260,000	3,120,000
海津市*	41,204	494,448	940,000	11,280,000	528,000	6,336,000	730,000	8,760,000	290,000	3,480,000	290,000	3,480,000
海津市	42,294	507,528	940,000	11,280,000	528,000	6,336,000	-	-	430,000	5,160,000	-	378,000
中津郡	26,877	322,524	700,000	8,400,000	620,000	7,440,000	-	-	414,000	4,968,000	371,000	4,452,000
山形市	30,865	370,380	700,000	8,400,000	620,000	7,440,000	775,000	9,300,000	380,000	4,560,000	328,000	3,936,000
海津市	46,580	558,960	940,000	11,280,000	528,000	6,336,000	640,000	7,680,000	335,000	4,020,000	285,000	3,420,000
海津市	30,420	365,040	700,000	8,400,000	620,000	7,440,000	620,000	7,440,000	300,000	3,600,000	260,000	3,120,000
本津町	20,000	240,000	600,000	7,200,000	450,000	5,400,000	140,000	1,680,000	240,000	2,880,000	-	228,000
藤上町	40,377	484,524	940,000	11,280,000	528,000	6,336,000	500,000	6,000,000	300,000	3,600,000	-	268,000
下日清	40,302	483,624	700,000	8,400,000	620,000	7,440,000	620,000	7,440,000	300,000	3,600,000	-	278,000

※海津市合併後(2005年3月1日現在)のデータを示す。平田町、下日清町は合併前のデータを示す。海津市は合併前のデータを示す。
 *海津市は合併前のデータを示す。海津市は合併後のデータを示す。
 *海津市は合併前のデータを示す。海津市は合併後のデータを示す。

図1 2005.3.1 海津郡3町合併協議会による

海津郡3町合併協議会

だより

No.29

2005年3月
海津町・平田町・海津市

編集・発行
海津郡3町合併協議会 〒530-0200
海津市海津町大字日清町4-10-17 海津市役所内
TEL 059-95-0276 FAX 059-95-1124
E-MAIL: www.kaiizu.com / kaiizu@kaiizu.com

お気づきですか・・・

海津市はハート型

3月28日 「海津市」誕生

「海津市」誕生

海津市は、海津町、平田町、下日清町の3町が合併して誕生しました。この合併により、海津市はハート型の形になりました。これは、海津町の「海津」の「津」の字と、平田町の「平田」の「田」の字と、下日清町の「下日清」の「清」の字を組み合わせたものです。この合併により、海津市はハート型の形になりました。これは、海津町の「海津」の「津」の字と、平田町の「平田」の「田」の字と、下日清町の「下日清」の「清」の字を組み合わせたものです。この合併により、海津市はハート型の形になりました。これは、海津町の「海津」の「津」の字と、平田町の「平田」の「田」の字と、下日清町の「下日清」の「清」の字を組み合わせたものです。

図1 2005.3.1 海津郡3町合併協議会による

(海津市役所)

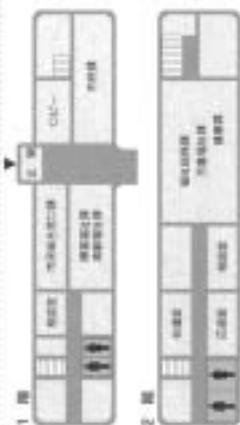
G U I D E

庁舎



商港庁舎

本館



新館



図説 2.1 海津商港庁舎再編基本計画 (14)

その他官公署関係

項目	用途等	手続等の注意点	お問い合わせ先
児童委員 児童相談所の窓口	児童相談の方	児童委員は変わります。住居変更の手続きは必要ありません。住居変更の手続きは必要ありません。児童相談所の窓口で手続きを行ってください。	NTT西日本株式会社 〒500-0818 福島の橋本町2-11 TEL 136/9123-42006
郵便番号		郵便番号は変わりません。	
居住者登録簿 居住情報	居住者等の方、親 族者等の方	住所変更の手続きは必要ありません。交付、住所変更を申請する方は、居住地の窓口で手続きを行ってください。	郵便局
キャッシュカード (郵便局)	キャッシュカード 所有者の方	一般には、住所変更の手続きは必要ありませんが、領引届出について、郵便局の窓口にお問い合わせください。	
国民健康簿	国民健康簿 所有者の方	国民健康簿、国民健康保険料の納付は、住所変更の手続きとは別に行ってください。住所変更の手続きは必要ありません。	住所引きの金融機関 (郵便局を除く。)
キャッシュカード (郵便局を除く。)	キャッシュカード 所有者の方	郵便局の手続きとは別に行ってください。住所変更の手続きは必要ありません。	
国民健康簿 (国民局) 等	国民健康簿 所有者の方	国民健康簿の住所変更は、国民健康保険料の納付とは別に行ってください。	住所引きの金融機関
クレジットカード	クレジットカード 所有者の方	クレジットカードの住所変更は、各カード会社の窓口にお問い合わせください。	住所引きの金融機関
クレジットカード (郵便局を除く。)	クレジットカード 所有者の方	クレジットカードの住所変更は、各カード会社の窓口にお問い合わせください。	
電気事業者の住所	電気事業者の方	住所変更の手続きは必要ありません。	中部電力大垣支店 〒500-0801 大津市東四郎町2-25 TEL 0584-81311



図説 2.2 海津市役所再編基本計画

新市誕生までの主な動き

年 月 日	内 容
平成19年	
2月22日	飯沼郡町村自治体協議会を設置（飯沼市を5つの議会議員及び町長）
3月14日	第1回飯沼郡町村合併協議会開催
3月14日	飯沼市合併推進プロジェクトを郡内の7町へ
3月25日	第2回飯沼郡町村合併協議会開催
4月1日	飯沼町議会の合併意向に賛同する町長を協議
4月15日	第3回飯沼郡町村合併協議会開催
5月7日	第4回飯沼郡町村合併協議会開催
5月14日	飯沼市合併推進プロジェクトを郡内7町へ
5月14日	飯沼市合併推進協議会を開催（郡内の協議）
6月11日	第5回飯沼郡町村合併協議会開催
6月20日～7月13日	飯沼市合併に関する住民投票実施（投票日総計5,008人、有効票 有効票数1,064、103.7%） 【合併推進を認めていくこと4,944票（47.4%）】 【合併推進を認めないこと1,239票（12.0%）】 上記のうち、「合併推進を認める」と答えたのは、1,034票（81.8%）
7月22日	第6回飯沼郡町村合併協議会開催
8月2日	第7回飯沼郡町村合併協議会開催
9月9日	第8回飯沼郡町村合併協議会開催
8月18日～25日	合併の議決において、それぞれ飯沼第1町合併協議会設置議決書を可決
9月20日	第9回飯沼郡町村合併協議会開催
9月26日	飯沼郡町村合併協議会が解散 飯沼第1町及び飯沼第2町 飯沼第3町及び飯沼第4町がそれぞれ合併協議会事務局を開設 飯沼第1町及び飯沼第2町が合併協議会事務局を開設
10月1日	
10月2日	合併推進協議会事務局に開設される。 第1回飯沼第1町合併協議会開催
10月21日	
11月6日	第2回飯沼第1町合併協議会開催 議決された議決書 【合併の方式】
11月20日	第1回飯沼第2町合併協議会開催
11月25日	第2回飯沼第2町合併協議会開催 議決された議決書 【合併の方式】
12月9日	【飯沼第1町議会の議決】、「飯沼町の合併」 【飯沼第2町議会の議決】、「飯沼町の合併」
平成20年	
1月1日～31日	飯沼市が発足

1006. 3.27 飯沼郡町村合併協議会（4）

市章デザイン入賞作品

 <p>デザイン名「朝陽」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p> <p>デザイナー 「朝陽をイメージして」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p> <p>デザイナー 「朝陽をイメージして」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p> <p>デザイナー 「朝陽をイメージして」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p>	 <p>デザイン名「朝陽」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p> <p>デザイナー 「朝陽をイメージして」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p> <p>デザイナー 「朝陽をイメージして」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p> <p>デザイナー 「朝陽をイメージして」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p>	 <p>デザイン名「朝陽」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p> <p>デザイナー 「朝陽をイメージして」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p> <p>デザイナー 「朝陽をイメージして」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p> <p>デザイナー 「朝陽をイメージして」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p>	 <p>デザイン名「朝陽」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p> <p>デザイナー 「朝陽をイメージして」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p> <p>デザイナー 「朝陽をイメージして」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p> <p>デザイナー 「朝陽をイメージして」 朝陽をイメージして「朝」の語感 を作りました。 外周の三つの円は「飯沼川」、内 側の円は「水」を表しています。内 側の円は「朝陽」を表しています。</p>
---	---	--	---

飯沼市章デザイン入賞作品：飯沼市章デザイン入賞作品

1006. 3.27 飯沼郡町村合併協議会（4）

4. 海津市誕生新聞広告

中日新聞
平成17年
3月27日掲載

みんなでつなぐ **愛の輪** K A I Z U

見どころ

光と風と水が育んだ歴史

3月28日(月)誕生

海津市 KAIZU

3月28日(月) 海津市誕生

光と風と水の

光

風

水

ふれあい

庭園都市

ふれあい庭園都市

岐阜新聞

平成17年

3月27日掲載



海津町・平田町・南濃町合併の記録

発行 平成17年7月

編集 海津市役所企画部まちづくり推進課

岐阜県海津市海津町高須515

0584(53)1111(代表)



市章のデザインコンセプト

3町が合併により躍動感あふれる市を築き、いきいきと元気に暮らす様子と、緑に恵まれ木曾三川が織り成すふれあい交流都市をイメージ。水と共生するなかで市民の懐に抱かれながら成長する様も示す。